令和４年６月13日

第２回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日　　令和４年６月13日（月）　午前９時00分　開議

1、招集の場所　　多度津町役場　　議場

1、出席議員

1番	村井　勉	2番	門　秀俊
3番	天野　里美	4番	兼若　幸一
5番	中野　一郎	6番	松岡　忠
7番	金井　浩三	8番	村井　保夫
9番	小川　保	10番	古川　幸義
11番	隅岡　美子	12番	渡邉美喜子
13番	尾崎　忠義	14番	志村　忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町長	丸尾　幸雄
副町長	岡部　登
教育長	三木　信行
会計管理者	山下　佐千子
町長公室長	山内　剛
総務課長	泉　知典
政策観光課長	土井　真誠
税務課長	西山　政有紀
住民環境課長	石井　克典
健康福祉課長	冨木田　笑子
高齢者保険課長	松浦　久美子
建設課長	三谷　勝則
産業課長	谷口　賢司
消防長	阿河　弘次
教育課長	竹田　光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森　泰憲
書記	前原　成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議　午前９時00分

議長（村井　　勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第１.会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、２番、門　　秀俊 君・11番、隅岡 美子 君を指名致します。

日程第２.一般質問を行います。

なお、質問者の１人の持ち時間は、質問と答弁時間を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに12番、渡邉 美喜子 君。

議員（渡邉 美喜子）

お早うございます。12番　渡邉 美喜子でございます。

一般質問をさせて頂きます。

この、新拠点におきまして、一般質問が、出来ますことに感謝を申し上げます。

初心に返ったようで、大変に感動を覚え、新鮮な気持ちであります。

それでは、２項目質問させて頂きます。

１問１答方式でございます。

１点目、町長選挙出馬の意向は。２点目、子宮頸がん予防ワクチンの現状でございます。

それでは、１点目、町長選挙出馬の意向について行います。

町長選挙が、2023年、令和５年に約９ヶ月後、任期満了の予定であります。

町民の方々から、再選出馬意向について聞かれることがよくあります。

町長就任後、厳しい財政の中、白方小学校、１市２町の給食センター、中学校、新庁舎及び地域交流センターなどの建設やコロナ対策、また、人口減少などを含めた施策の実施などに取り組まれました。

しかし、まだまだ多くの課題がある中で、４期目、多度津町長選挙の出馬の意向について伺います。

町長（丸尾　幸雄）

渡邉議員の町長選挙出馬の意向についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

町長に就任させて頂いて、来年３月で３期12年が終わろうとしています。その間、財政の立て直し、健全化に取り掛かりました。
町の全ての事業・施策は、財政が健全化していなければ成し得ないものであると私が町議会議員の時から強く感じておりましたので、自分の指標で財政健全化目標を定め、その基準をクリアしてから新たな施設整備等に取り掛かってまいりました。これまで消防庁舎、中学校、白方小学校学習棟、駅跨線橋、そして今回の庁舎棟、地域交流センターの建て替えを行ってまいりました。
ここまで完遂出来ましたのは、町職員の努力と町議会のご理解と町民皆様のご支援の賜物だと深く感謝しています。
財政の健全化は、恒久的でなくてはなりません。それは歳出を抑え、なお円滑な行政運営が行える行財政改革に取り組むことだと考えています。
重大な施策の一つである町の活性化、町おこし、町づくりに関係する観光業務等を半官半民（官民協働）で行い、将来的には独立をして町運営から離して、町の財政に負担をかけないようにすれば、地域の活性化に繋げながら、財政への負担も減少すると考えております。
あと、１期４年の猶予を頂いて、基礎づくりを行い、町民皆様の幸せの向上と町の発展の為、粉骨砕身、身を粉にして邁進していきたいと考えています。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（渡邉 美喜子）

ただいま町長より、次期町長選の出馬意向を伺いました。
そこで、再質問させて頂きます。
次期４期目に向けての調整のかじ取り、つまり、本町の今後の方向性に関連した財政についての質問であります。
長期間なコロナ禍の中で、多方面にわたり悪影響を受け、光の先の見えない、そんな状況でもあります。
また、自助、共助、公助で、ますますこの公助の支援の割合が増えてくるのではないか。
そのような感じも思います。
その上、人口減少、少子高齢化など財政面において住民サービスの低下に繋がる、招く恐れがあるのではないかと正直、危惧しております。
今後、計画の中では、幼稚園の建て替え、駅周辺の整備、また文化財、建物の保存、保全、そして公的施設の老朽化等の計画もあると思います。
今後の本町の財政の見通し、財政の確保について伺います。
答弁お願い致します。

町長（丸尾　幸雄）

渡邉議員の再質問にお答えをしてまいります。

先ほど申しましたように、まずは何をするにしても今から小学校、そして幼稚園の適正配置適正数の確定をして、それを行っていかなければなりません。
しかしその最たるもの。１番大事なものは財政の健全化であり、先ほども申しましたように、常に私は今までの間、財政の健全化を常に頭の中に入れて、そして、今申しましたように様々な事業施策を行ってまいりました。
そのことについては、これからも変わりはありません。
そして、私が決めた財政の健全化っていうのは５つありますけども、ここではもう時間がないんで申し上げませんけども、その５つの財政指標、財政目標というのを常に頭に叩き込んで、そして、それを踏まえて、これから財政の健全化を図りながら、行政の運営に努めてまいりたいと思っております。
全ての事業に対して同じ考えであります。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（渡邉 美喜子）

はい。町の本当に健全化、財政健全化が大きな柱と言うのか、今度は本当に多くの皆さんの中には、町民の中には、大丈夫なのかという不安な思いも聞いておりますので、そこはしっかりとやっていって頂きたいと思います。
また、町長の政治信条というのか安居楽業という言葉がありますが、これは私なりにちょっと調べさせて頂きましたが、暮らしや環境が安定し、自分の仕事を楽しむということで解釈させて頂きました。
どうかこの点、政治信条ということは本当に、一つの大きな柱になりますので、４期目挑戦するということでございますので、その点よろしくお願いしたいと思います。
それでは、２点目に入ります。
２点目は、子宮頸がん予防ワクチンの現状をお伺いします。
子宮頸がんは、毎年約１万人近い女性の方が子宮頸がんにかかり、約3,000名の方が命を落としております。
子宮頸がんワクチン、ＨＰＶの接種は感染を防ぐことで2013年４月から法定接種、無料でございますが始まりました。
接種対象年齢は12歳から16歳、小学６年から高１ということでございます。
しかし、副作用の被害が相次ぐことにより、２ヶ月後６月に厚生省は積極勧奨を差し控えたため、その後の接種率は１％未満と聞いております。
副作用の被害は、激しい頭痛とか、記憶障害、また、過敏症、手足が激しく動くと。また、脱力発作などの症状が現れています。
２ヶ月の間に接種を受けた小６年から高１年までの少女、現在、130名以上が原告となり、国と製薬会社を相手に裁判が行われていると聞いております。
その後、ワクチンの安全性及びワクチンの有効性が副反応リスクを上回ることが

確認されたことにより、厚労省は2022年４月、令和４年でございます。積極勧奨を再開致しました。
それでは、質問をさせて頂きます。
本町における小６から高１の少女で、2013年４月から６月までの接種率はどうなってますでしょうか。
また、2013年６月以降、積極的勧奨を差し控えた時の接種率はいかがですか。
その後、８年後、2022年４月より積極的勧奨再開以降の接種率はどのようになっていますか。
１問１答方式です。よろしくお願い致します。

健康福祉課長（冨木田　笑子）

お早うございます。
渡邉議員の本町における小６から高１の少女の接種率はのご質問に答弁をさせて頂きます。
まず2013年４月から６月までの接種率ですが、対象者547人に対しまして接種者は41人、接種率は7.50％でございます。
次に、2013年６月以降、積極的勧奨を差し控えた期間の接種率ですが、その期間の対象者総数1,352人に対しまして、接種者は108人、接種率は7.99％でございます。
最後に、約８年後の2022年４月からの積極的勧奨再開以降の接種率につきましては、４月分のみとなりますが、定期予防接種の対象者数507人、積極的勧奨を差し控えている期間に接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種の対象者数651人、合計1,158人に対しまして、接種者は６人、接種率は0.52％でございます。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（渡邉 美喜子）

その年度との接種率を今、お伺いした訳でございますが、私としては少し低いのかなという思いになっております。それでですね、今後、2022年４月からということで始まる、再開する訳でございますが、見通しというのか、今後は、どこの自治体も調べましたら増えております。
そういった意味で、本町の接種の接種率はどのように考えておられますか、見通しについて伺います。
また、子宮頸がんへの通知、家庭への通知につきましては、どのような過程で行っているのかその点もよろしくお願い致します。

健康福祉課長（冨木田　笑子）

渡邉議員の再質問にお答え致します。
本町の見通しにつきましてでございますが、４月以降、積極的勧奨が始まってお

りますが、今のところ、本町としてはまだ掴めていない状況でございます。
確かに今まで積極的に勧奨しておりませんで、予診票につきましてもこちらから送付をすることを控えておりましたので、積極的に受けて頂くという対象者の方は少なかったように思います。
この４月、３月末から４月にかけて今回の対象者の方につきまして、予診票をあらかじめ町の方から送付させて頂いております。
その中に厚労省が発行しておりますリーフレット等を同封致しまして、勧奨に努めております。
今後それらの記事を見て頂いたり、相談を受けることによって接種が進んでいけばいいなという風には思っております。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（渡邉 美喜子）

答弁頂きました。
本当に始まったばかりと言っていいのではないかという風に思います。
実は私もこの一般質問をするに当たりまして、子宮頸がんについて副作用があるということで、それを調べるうちに、少し大丈夫なのかなという気になりました。
しかし、掘り下げて調べるうちにやはり、子宮頸がんというものは皆さんしてもらわないけない、自分の身体を守る、今後の将来的な部分もあって、これは絶対に積極的に勧奨して頂ければならないという風に思いました。
その時期が小学６年生からということでございますので、本当に保護者の方と、また、子供たちにも色んな意味で説明をし、そして、副作用のことについても内容をしっかりと把握させると。そういう風になってもらわないといけないんじゃないかなという風に思っております。
そして、次のそしたら質問に移ります。
２点目ですけども、本町における副反応被害は起きていますでしょうか。
質問です。

健康福祉課長（冨木田　笑子）

渡邉議員の本町における副反応被害は起きていますかのご質問に答弁をさせて頂きます。
本町における副反応被害は現在のところ、報告はございません。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（渡邉 美喜子）

大変良かったですね、副反応がないということは、本当に良かったと思っております。
その副反応についてもやはり、きちんとした形でね、保護者の方に連絡するな

り、そういうことをすることによって、やはり接種率も高まるんじゃないかなという風に思っておりますので、その点よろしくお願い致します。
それから、今後、接種率が増えまして、相談窓口という部分はどこになるのでしょうか。お願い致します。

健康福祉課長（冨木田　笑子）

渡邉議員の再質問にお答え致します。
相談窓口と致しましては、町、健康福祉課の健康増進係となっております。
この６月６日より庁舎が新しくなりまして、保健センターでおりました保健師が健康増進係として、新庁舎の方に健康福祉課と一緒に座って仕事をしております。ですので、ワンストップのサービスが出来るようになりましたので、相談を新庁舎の方でお受けすることが出来ます。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（渡邉 美喜子）

相談窓口は、健康福祉課の増進係、増進課ですか。
健康増進課というのは分かりました、はい。国の政策の中にも昨年の10月と今年の１月、２度にわたり、自治体の方に報告があったという風に聞いております。
そういった意味もあわせて、よろしくお願いしたいと思います。
それでは、３点目に行きます。
積極的な勧奨を差し控えにより接種機会を逃した方、これをキャッチアップ対象と言われますが、この対応について伺います。

健康福祉課長（冨木田　笑子）

渡邉議員の積極的な勧奨差し控えにより接種機会を逃した方（キャッチアップ対象）への対応はどうかのご質問に答弁をさせて頂きます。
本町におきましては、令和４年４月１日現在でキャッチアップの対象となる651人に対しまして、予診票や厚生労働省が発行する子宮頸がん予防接種についてのリーフレットを個別に送付し、県内の広域予防接種協力医療機関において接種するよう勧奨しております。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（渡邉 美喜子）

このキャッチアップ接種対象者ということなんですけども本町は人数的には少ないように思いますが、やはり接種ということですので、他の自治体もこのキャッチアップ接種対象者への償還払、金額的に本当に高額なんですよね、５万程度かかるということも聞いておりますので、そういった意味も他の市、自治体とも調べて頂きまして、そして償還払いという形にして頂ければという風に思っておりますので、その点どのような検討されているのか、お聞きします。

健康福祉課長（冨木田　笑子）

渡邉議員の再質問にお答え致します。

キャッチアップ対象者の方の中で、もう既に自費で受けられていた方への償還払についてでございますが、現在、中讃地域２市３町においては償還払を実施するようにはなっておりませんが、出来るように今検討中でございます。

県内で近隣で言いますと宇多津町が償還払いをこの４月から始めたようでございます。

１回の接種、自費に対して、こちらの方では自費で1万5,000円から２万程度かかるという風に聞いておりますので、宇多津町の方では宇多津町の指定している委託料、予防接種の委託料の費用を上限としてお支払いをするという風になっております。

今後、近隣の動向を見まして本町の方でも対応出来るように検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（渡邉 美喜子）

はい、ぜひともよろしくお願いしたいと思いますが、この子宮頸がんにつきましては２回接種ということになるんでしょうか。３回ですか。

はい、分かりました。

３回ということで、よろしくお願いしたいと思います。

この３回接種に関しまして、やはり空ける期間とかそういう部分もあろうかと思うんですけども、詳細な説明ちょっとお願い致します。

健康福祉課長（冨木田　笑子）

渡邉議員の再質問にお答え致します。

現在、子宮頸がんワクチンで、この公費の対象となるワクチンについては２種類ございます。

それぞれ３回の接種期間は違っておりますけれども、おおむね６ヶ月以内に３回接種、長くても１年以内に受けるのが望ましいという風にされております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（渡邉 美喜子）

はい、分かりました。有難うございます。

そこでですね、４点目の質問に入ります。

子宮頸がんへの対応や情報提供などの周知方法はどのようにされてますか。

健康福祉課長（冨木田　笑子）

渡邉議員の子宮頸がんへの対応や情報提供などの周知方法はのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町の周知方法につきましては、個別に案内するだけでなく、町広報誌やホー

ムページ、メール配信等広く一般に周知を行っております。
以上、答弁とさせて頂きます。
議員（渡邉 美喜子）
　子宮頸がんについて本当に知らない方も多いんじゃないかなという風に思っておりますので、ぜひともしっかりと家庭の方にも通知をする。また、ホームページにもある程度詳しく、本当に詳しくという風に、若い保護者の方ですのでホームページも見る方もおいでるんじゃないかという風に思います。
実は、このホームページにつきまして、町のホームページの欄をちょっと掲載させて頂きますが、申し訳ありません。字が小さいもので、多度町の子宮頸がんワクチンの接種についてということで、この10行くらいの枠の中で10行ぐらいの説明でございます。
これでは、正直言って本当に多くの皆さんに知ってもらうというのは、なかなか難しいんじゃないかなという風に思っております。
実はですね、他の丸亀、善通寺、観音寺全ての近隣のホームページ調べさせて頂きました。
その中で、これが丸亀ということで、字が小さくて拡大すればいい訳ですけども、こういう内容で掲載されております。
２枚目もあります。
こういう感じで２枚半ということで余りにも町のホームページ、少ないんじゃないかという風に思っておりますし、この厚生労働省のホームページを見て下さいということでこの項目の中に入ってる訳でございますが、これも私、調べさせて頂きましたが、余りにもコロナの件に関しまして、ほとんど掲載されておりますので申し訳ありませんが、しっかりと今後、ホームページに関しまして、若い方が見る機会が多いと思います。子宮頸がんは。
そういう意味で、せめてＡ４の２枚程度をお願いしたいと思いますが、この点、どのように思ってますでしょうか。
再質問でお願い致します。
健康福祉課長（冨木田　笑子）
　渡邉議員の再質問にお答え致します。
現在、本町の子宮頸がんに関するホームページは確かに文字ばかりで、読みづらいかと思います。
現在ホームページの方の更新は各担当が行っております。
担当によってホームページのデザイン、レイアウト、個性がありまして、苦手な職員もおります。
今後、保健センターが一緒になったことによりまして、他の係の職員でそういうものが得意な者とも相談させまして、もう少し分かりやすく、他の市町のも

参考にしながら変えていきたいと思っております。
以上、答弁とさせて頂きます。
議員（渡邉 美喜子）
よろしくお願いしたいと思います。
本当にね、こういうホームページが多度津町発信ということで、多くの皆さんが見て頂く。そんな機会にもなるんじゃないかという風に思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。
それでは、次の質問に入ります。
定期接種の補助によって、定期対象外のワクチンの補助はということでございますが、この点、先ほどお話もありましたが、もう一度よろしくお願い致します。
健康福祉課長（冨木田　笑子）
渡邉議員の定期接種の補助について、定期対象外のワクチンの補助はのご質問に答弁をさせて頂きます。
現在、当該予防接種の積極的勧奨を差し控えていた約８年間に、数名の方が自費で接種をされていると想定しております。
今後、公費による償還払いの対象とするかどうかにつきましては、近隣市町の動向を注視し、検討してまいりたいと考えております。
以上、答弁とさせて頂きます。
議員（渡邉 美喜子）
はい、よろしくお願い致します。
それでは、６点目、最後の質問でございます。
子宮頸がんワクチン接種についての教育や指導について伺います。
健康福祉課長（冨木田　笑子）
渡邉議員の子宮頸がんワクチン接種についての教育や指導についてのご質問に答弁させて頂きます。
現在のところは、具体的な教育や指導については計画しておりませんが、今後の当該ワクチンについての問い合わせの状況や接種状況をみながら、その状況に合わせた対応に努めてまいります。
以上、答弁とさせて頂きます。
議員（渡邉 美喜子）
具体的な教育や指導については計画しておりませんということでございますが、これはやはり子供たちのね、性教育も含めての指導になってくるのじゃないかなという風に思っております。
正直言ってこの６点目の質問は、教育委員会の方からして頂けると思っておりましたので、はい。そういう部分もありますので、それでは、再質問いうこと

で教育長、よろしくお願い致します。

教育長（三木　信行）

　はい、渡邉議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

小・中学校のですね、子宮頸がんワクチンの接種について詳しい教育や指導は現在行っていません。

これが現状であります。

一般的にはですね、がん教育というのがですね、始まっておりまして、また多度津町では、多度津中学校は他の市町に比べても早く取り組んでおるんですけれども、令和３年度からがん教育というのが、しっかりなっています。

ここ最近ですね、学校においてどうなのかっていうところを、養護教諭の先生とか、保健体育科の先生とちょっと話をする機会があったんですが、例えば、がん教育の中で、この子宮頸がんが取上げられているかどうかということについてはですね、学校では積極的にはありませんが、がん教育は、基本的には、がんという病気は治るもんですよとか、それから、がんがある社会の中で、社会生活を一緒にやっていこうとか、そういった教育が中心であるということなんですが、ここ最近でちょっと聞いたところではですね、ＤＶＤ教材の中で、子宮頸がんの実態についてですね取上げた教材があって、中学校３年生女子でですね、その授業を行ったそうです。

そこでは検診がですね、欧米に比べて日本は検診率が低いと。

いうことでは、これは欧米と日本人の病気の罹患率の差もあると思うんですが、そういう辺りをですね、子供たちに生徒に投げかけて、この子宮頸がんということの問題について考える機会があったという風に聞いています。

ワクチン接種を進めていくかどうかについてはですね、学校というところは、ある時期からその予防接種は集団でしなくなっています。

この辺りは、やはり本人とか特に保護者のですね、考え方があると思うので、なかなかですね難しい点があろうかと思います。

ただ、考えてみますとですね、この子宮頸がんというのは唯一ですね、がんの中で、ワクチン接種によってですね、かなり防げるという部分があると思うので、非常に重要なところだと思います。

今後、国や県の動向を見たりしながら、健康福祉課等、役割分担をしながら出来ることはやっていきたいなという風には考えています。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（渡邉 美喜子）

　有難うございます。

確かに私も子宮頸がんについて一般質問する時に頭の中は一番に副反応という部分がすごくありましたので、すごく自分の孫とか、もしするとなったら、大

丈夫なのかって正直思いました。でも、本当にね、調べていくうちにこのワクチンの有効性、効果というのか、将来にわたってやはり、女性の身体を守るという大きな役割があるという風に確信いたしましたので、どうか、学校においても、また保護者においても、そういう部分で、正しい情報提供ということでして頂ければという風に思っておりますので、その点よろしくお願い致します。有難うございます。

以上で、渡邉美喜子の一般質問を終了させて頂きます。

議長（村井　　勉）

これをもって12番、渡邉 美喜子 議員の質問は終わります。

議員（渡邉 美喜子）

ちょっと消毒させて頂きます。

議長（村井　　勉）

はい。次に、５番、中野　一郎 君。

議員（中野　一郎）

お早うございます。

５番　中野　一郎でございます。よろしくお願いします。

次の３点について質問致します

まず１番目が．新庁舎の窓口サービスの向上について

２番目が．道路整備予算の拡大について

３番目が．耕作放棄地対策および農山漁村の活性化について

以上、３点について質問させて頂きます。

まず１番目の新庁舎の窓口サービスの向上についてです。

新庁舎がこのように完成しました。町民ニーズが多様化するなか、また超高齢化社会を迎える中において、町民目線に立った「おもてなし」のサービスを効果的・効率的に提供していくことが求められています。

また、窓口サービスにおいては、旧庁舎の窓口では関連する手続きについて、複数の窓口を回る状況にあり、「行ったり来たり」する状況も発生し、「ワンストップサービス」の確立が望まれていました。

しかし、この多度津町新庁舎は横長のため、総合窓口（ワンストップサービス）が設置し難い構造になっています。

町役場に住民の方がおいでになるのは、年に１回か２回だと思います。役場の機構を良く理解しているとは限りません。その用件ならどの窓口に行くと良いか等は、通常は分からないのが実態ではないでしょうか。

結果として役場に行ったら、たらい回しにされたと言って、役場に対して不信・不満を持って帰宅する人もあるかも知れません。

全国の市町村の中には、住民サービスの向上を図るため、窓口サービス向上検

討会議（委員会）を設置し、基本マナーマニュアルを整備しているところもあるようです。

財政が厳しくなり、住民の理解と協力が求められる今こそ、小規模経営者が顧客の確保に努力しているように、条例規則等の改正の必要もない窓口サービスの向上で住民のイメージアップを図ることが大切だと思いますが、そこで次の４点についての考えをお伺いします。

(1) ワンストップサービスの方向性を踏まえた窓口サービスの向上について、町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾　幸雄）

中野議員の「ワンストップサービスの方向性を踏まえた窓口サービスの向上について」のご質問に答弁をさせて頂きます。

窓口業務の取組につきましては、窓口を利用する来庁者に対して、親切、丁寧な対応を心掛け、分かりやすく正確な情報提供はもとより、利用される方が話しやすい雰囲気作りに努めております。

また、混雑が予想される交付申請時期等には、臨時窓口の開設などに取り組んでまいりました。

また、新庁舎となり、各課の配置場所を分かりやすくするために、課ごとに番号で表示しているフロアマップを正面玄関ロビーや２階の階段、エレベーター前等に設置しております。

執務室は壁や仕切りを設けずフロア全体で一体感のあるオープンフロアとなっておりますので、来庁者の方が手続きするために複数の窓口を回るのではなく、各課の職員が来庁者の方がいる窓口に行って手続き出来るようになっております。

今後も窓口サービスについて他の自治体を参考にしながら、住民サービスの向上を目指していきたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野　一郎）

有難うございます。

次に、基本マナーマニュアルの策定についてお伺いします。

町長公室長（山内　　剛）

中野議員の基本マナーマニュアルの策定についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

現在、基本マナーマニュアルにつきましては、本町独自に作成したものはなく、接遇研修のテキストを共有することにとどまっております。

初任者、係長、課長補佐、課長等の階層別の研修において、接遇研修や苦情対応研修等を実施しております。これらの研修に加え、来庁者等から接遇につい

てのご意見を頂いた際には、必ず職員に周知して改善するよう促しております。
今後は、マニュアルを策定している自治体に効果等の確認を行い、職員の接遇能力の向上のためのマニュアル策定について協議したいと考えております。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野　一郎）

今後、色んな問題が発生してきたりするんですけど継続的問題解決のために、委員会などを設定する予定があるかどうかお伺いします。

町長公室長（山内　　剛）

中野議員の今後、継続的問題解決のため、委員会を設定する予定についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。
接遇やマナーについての継続的問題につきましては、改善出来るまで繰り返し指摘し、指導を行うこととしております。
現在、委員会等を設置する予定はありませんが、委員会等を設置している自治体を参考に協議したいと考えております。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野　一郎）

窓口サービスに関連して、もう一つ質問させてもらいます。
電話のマナーにおいて、電話対応時に〇〇課ですとだけ言って名前を名乗らない職員がたまにいます。名乗ってくれる職員が多いんですけども。名前を言って頂くと誰と話しているか分かりますが、名乗らないと分かりませんので、教育や研修でどのように指導しているかお伺いします。

町長公室長（山内　　剛）

中野議員の電話対応時に名前を名乗らない職員がいるが、教育や研修でどのように指導しているかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。
電話対応において所属名と名前を名乗ることは基本であり、職員教育や研修においても当たり前のように指導しております。
新規採用職員や会計年度任用職員等、まだ研修を受けていない場合もありますが、今後は接遇に関してそのようなことのないように徹底して指導してまいります。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野　一郎）

はい、有難うございます。
新庁舎が出来て職員の方々、皆さん一生懸命対応して頂いていると思います。
町民から不満とかが起きないよう、住民の目線に立った、便利で早くそして分かりやすい窓口サービスを実現して頂きますよう、よろしくお願い致します。

それでは２番目の質問に移ります。
道路整備予算の拡大についてです。
多度津町の道路は劣化が進んでいると思います。道路の陥没などは補修して頂いておりますが、現状ひび割れとかが多く発生しています。
写真をちょっと見せます。
こういう道路陥没については、建設課の方に電話すると、その日に見て聞きに来て頂いたり、次の日とかに速攻で穴埋めして頂いております。
で、ひび割れっていうのはこういう状態で、こういう状態のとこが多くあります。
これが進むと先ほどの陥没のような状況になっていく訳なんです。
その辺について今からお話しさせてもらいます。
当初は微細なひび割れでもこの状況、状態が続くと雨水により、アスファルト舗装道路の表面は亀裂状、亀甲状にひび割れが進行していきます。
さっきの図のみたいにですね。
亀甲状のひび割れが進むと、破壊された一つ一つの舗装盤の重量は小さくなるため飛散しやすくなります。
よって車両の通行の際、車両のタイヤと小さな舗装盤が密着して飛散していきます。
そしてアスファルト舗装に穴があき、先ほどの穴が開いた図ですね。
通行に支障を来すことになります。
このことからひいては、事故の危険性も高まることになります。
早め早めの簡易な舗装の補修の実施によって、アスファルト舗装の寿命というのは延ばすことが可能になります。しかし、今年、令和４年度の道路舗装事業費単独事業の予算は令和３年度、5,000 万円あったものが 2,400 万に 2,600 万円も減額されています。
自治会要望でも道路の舗装の要望が多く挙げられていると思いますが、道路は町民が毎日使うもので、道路がきれいに舗装されていると歩いても車を運転していてもとても快適です。
一般的にあるアスファルトの舗装の寿命は 10 年として設計されることが多いです。道路の耐用年数は財務省令では 10 年から 15 年となっていますけれども、国の道路資産価値評価で 48 年という年数を採用しているため、この年数に近い約 50 年程度が公会計の基準では採用されています。多度津町の公会計上での舗装道路は一般会計等の貸借対照表上は資産の部、有形固定資産、インフラ資産、工作物に分類されて減価償却の累計額は 41 億 3,463 万 103 円、これは償却率 61.3％で令和２年３月 31 日現在の数字上の額がこのように出ています。
つまり道路を直すためには、一般の会社で言うところの減価償却引当金の額約 41 億円の予算が必要ということになる訳なんですが、また、道路維持修繕費に

は補助金というのがありません。
基本的には自主財源となります。多度津町に現在、道路整備の基金はありません。
基金を積み立てるためには条例が必要になります。地方自治法 241 条（基金） 1 項に「普通地方公共団体は、条例の定めることころにより、特定の目定のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることが出来る。」と定められています。
もっと道路整備に力を入れるべきだと思います。そこで、次の４点についてお伺いします。
まず１点目ですけれども、住民からの道路補修の要請について、日常どのように対応されているかお伺いします。

建設課長（三谷　勝則）

中野議員の住民からの道路補修の要請について、どのように対応されていますかのご質問に、答弁をさせて頂きます。
本町の町道延長は現在154.8㎞で舗装率は95.7％であります。
議員ご指摘のとおり舗装の劣化が進んでいる路線も多く、住民の皆様からの苦情や修繕などの要望を頂いている状況がございます。
道路補修の要請につきましては、住民の方から直接ご連絡を頂いた場合などは、先ずは現地の状況を確認し、軽微な修繕で対応可能なものにつきましては、建設課職員が簡易アスファルト等で応急的に補修を行っており、舗装の損傷の状況によっては、その後、年間で道路舗装の維持管理を委託契約しております業者において修繕を実施しています。
また、自治会等の要望で広範囲の舗装修繕や路線全体での改良が必要な場合は、現地測量及び設計により予算を確保し、舗装改良工事を実施しています。
道路舗装の損傷につきましては、事故等の発生要因になると考えられることから、今後も住民の皆様が安全・安心に道路を利用して頂けるよう維持管理に努めてまいります。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野　一郎）

次、二つ目の質問ですけれども、町長の施政方針にも出ているんですけれども舗装路面性状調査結果に基づく、道路整備計画を策定し計画的に進めるっていうのが出てきています。
これについて何平米の路面を舗装したか、年度ごとに説明をお願いします。

建設課長（三谷　勝則）

中野議員の舗装路面性状調査結果に基づく道路整備計画の実績についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。
道路整備計画につきましては、平成30年度に町道の431路線、延長で約133.6㎞

の舗装路面性状調査を実施しています。調査の内容につきましては、舗装のひび割れ、轍掘れ、平坦性等の調査解析を実施し、舗装の劣化状態を４段階のランクで評価を行い、これらのデータを基に道路舗装の整備計画を策定しております。

この計画により舗装の改良や修繕を実施することで、道路の維持管理の効率化を図ることとしております。

なお、道路整備計画につきましては、１期目の計画として平成31年度から令和10年度までの10年間とし、38路線の延長約7.4km、整備面積で約43,000㎡の整備計画を作成しており、昨年度までの整備実績と致しましては、平成31年度９路線で延長約1.8km 面積7,557㎡、令和２年度11路線で延長約1.8km 面積7,673㎡、令和３年度10路線で延長約1.4km 面積5,649㎡で３年間の合計で面積約20,900㎡の舗装整備を実施しています。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野　一郎）

次に３つ目ですけど、都市計画道路の一般県道部分の整備促進や町道部分の防災上の観点からの広域道路整備の県への要請は何処を要望してどのように実施されましたか、お伺いします。

建設課長（三谷　勝則）

中野議員の「都市計画道路整備の観点から広域道路整備の県への要請は何処を要望し、実施されましたかについて」のご質問に、答弁をさせて頂きます。

本町の都市計画道路につきましては、県道の「丸亀・詫間・豊浜線」「多度津・丸亀線」「多度津・善通寺線」「善通寺・多度津線」の４路線と町道277号線の「堀江・丸亀線」の１路線を合わせた5路線です。

現在までの県道部の整備状況について県に確認をしたところ、「丸亀・詫間・豊浜線」は、計画延長7.47kmの内4.32kmが整備済で、「多度津・丸亀線」は、計画延長6.67kmの内4.34kmが整備済です。「多度津・善通寺線」及び「善通寺・多度津線」の２路線につきましては、全計画路線の整備が完了しています。

また、町道部の都市計画道路であります「堀江・丸亀線」は、計画延長1.92kmの内1.36kmの整備が完了しています。

議員ご質問の県への要望箇所につきましては、「多度津・丸亀線」は昨年３月に「善通寺・多度津線」から「多度津・善通寺線」間が開通し、これより以西の未整備区間については、道路幅員が狭く交通量が増加していることや小・中学校の多くの児童、生徒の通学路にもなっていることから、昨年６月に県中讃土木事務所長に早期完成に向けての要望書を提出したところでございます。現在は、現地の測量を実施しており、引き続き物件補償移転及び用地買収を順次進めて頂く予定となっております。

また、さぬき浜街道の「丸亀・詫間・豊浜線」につきましては、今年の３月に西白方地区から見立地区において暫定２車線で供用開始されました。本県道は大規模地震等の災害時の緊急輸送道路であることから、引き続き４車線化整備に向けて要望してまいりたいと考えております。

今後も地元関係者と隣接市町と連携を図り、県に対し早期の道路整備を要望し、地元の皆様のご意見をお聞きしながら安全、安心な道路整備に努めてまいります。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野　一郎）

この道路整備の質問の最後の質問、今後の多度津町の道路整備についてどう考えていくのか町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾　幸雄）

中野議員の今後の多度津町の道路整備についてどう考えるかのご質問に、答弁をさせて頂きます。

議員のご質問にもございましたように、道路は町民の皆様が毎日利用するものであり、日々の生活においては重要な社会基盤だと考えております。しかしながら現状の町道の舗装につきましては、経年劣化による舗装の損傷が著しく、住民の皆様から舗装の補修や布設替えの要望を頂いている路線が多くございます。

町道の舗装におきまして町全体の修繕や布設替えを実施するには、多くの予算と年数がかかることから、舗装の維持・修繕につきましては、ライフサイクルを考慮して設計施工を行い、舗装の耐用期間を適切に定め、維持管理を進めていく事が必要だと考えております。

予算措置につきましては、議員のおっしゃるとおり、現在は舗装の維持管理につきましては、国や県の補助金の対象事業はございません。

また、基金の積み立てについては、事業推進を図るには有益だと考えておりますが、現在の本町の財政状況におきましては、平成29年度に創設され、平成30年度に事業拡充された充当率、交付税措置などの面で「公共施設等適正管理推進事業債」を活用することが本町にとっては有効だと考えております。

今後も町道の維持管理に関しましては、先ほど担当課長より答弁致しました道路整備計画に基づき、点検調査を行い、長寿命化計画によりライフサイクルコストの低減を図り、道路舗装の適正管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野　一郎）

有難うございます。

基本的な進め方は大体それで。細かいことはここでは言わないようにします。町民が安心で快適な生活が送れるように道路の改良、舗装、補修を行って、早目早

目の舗装の実施によってアスファルトの話もありましたけども寿命を延ばして利便性の向上を図って安全な道路環境を整えていって頂きますよう、よろしくお願い致します。
次に３つ目の質問にいきます。
耕作放棄地対策及び農山漁村の活性化についてということで、令和４年度施政方針の中で、町長は産業の振興・経済の活性化の中で「担い手の高齢化や耕作放棄地の増加といった諸問題に対し、農業・農村を継続的に発展させていくために、関係団体と連携して様々な施策に取り組んでまいります。」と述べられています。
本題に入る前に、耕作放棄地の説明を少しします。耕作放棄地とは、農業センサスにおいて定義されている統計上の用語です。
一方、遊休農地は農業経営基盤強化促進法で定義されており、耕作放棄地とほぼ同じ概念で使われています。
耕作放棄地の説明ですけども以前耕地であったもので、過去１年以上作物を栽培せず、しかも、この数年間に耕作するはっきりした考えのない土地。
遊休農地の説明としては、農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。ということで、ここでちょっと写真を見せます。
これは田んぼをしなくなって１～２年経つと草がこれぐらい伸びてきます。この状態ぐらいやったら、草を刈れば田んぼは維持することが可能かなっていう風な状況なんです。で、もう少し５～６年経つとセイタカアワダチソウという草が生えてくると、これ、非常に硬い草で非常に再度田んぼをするのが非常に難しくなって、セイタカアワダチソウというのが生えている農地というのが、どんどん今増えているような状況になっております。元に戻ります。
農業従事者の高齢化と人手不足は、多度津町だけでなく全国的に問題となっております。国全体の農業就業者の年齢構成は、平成 30 年２月時点で 65 歳以上が 98.7 万人で全体比 68%、40 歳以下が 15.2 万人で全体比 11%と著しい偏りが見られます。多度津町の農業経営体数もこの５年間で 27.5%も減少しており、切実な問題となっています。農業就業者の高齢化は様々なところに影響を与え、耕作放棄地や遊休農地の増大など数々の問題が顕在化してきました。農業をしたことが無い方は、遊休農地がなぜ出来上がるかと疑問を感じるでしょうが、ここに農業の課題の本質があります。一般的に多くの農家は家族で農業を営み、若い世帯ならば１人で作業が出来ますが、高齢化が進むと水利や収穫には近隣の力を借りなければ作業が出来ません。つまり、農業をするためには円滑な人間関係が必要となります。
一方、農地は一度雑草が生えるとその種が広範囲に飛び散り、近隣農地にまで雑草が生え、他人に迷惑を掛けてしまいます。この雑草に覆われた農地を放置して

おくと農家同士の人間関係にまで影響を及ぼします。そのため、農作物を作らず農業機械により簡単に除草だけする遊休農地が多くなるのです。
しかし、この農作物を生まない遊休農地の管理にも多額の費用が発生します。人件費はもとより、農業機械が数百万円、燃料代を含めると相当の出費になります。これでは農地など売ってしまった方が良いのではないかと思われるでしょうが、農家には、先祖代々受け継いだ土地は死んでも手放さないとの強い思いが存在します。ですから、高齢になっても必死に農地を守る訳です。
そこで、耕作放棄地対策について次の点についてお伺いします。
そのひとつとして、多度津町の企業の農業参入についての現在までの取組及び今後の方針についてお伺いします。
農業の新たな担い手として企業の農業参入が注目されています。従来からある農地の貸し借りは農業生産者が代わるだけでしたが、企業の農業進出には、それ以外の効果があります。農業生産の拡大や耕作放棄地や遊休農地の未然防止だけでなく、起業家による雇用の創出や近隣農家からの農作物の買い入れなど地域を活性化する可能性があります。
このように本県の行う農業の振興は、単に企業が参入し生産面積が増えることだけではなくて地域の活性化や個々の農家が抱える農業に対する思いを踏まえて推進する必要があると考えます。平成 21 年 12 月に農地法が改正になり、香川県において農業に参入した企業数は農地法改正以降、平成 31 年３月で 34 件、農地法改正以前の参入済みを含めると 48 件となっております。多度津町は交通の利便性が高いといった地域性を考えると農業参入を目指す企業にとって非常に魅力のある地域ではないでしょうか。農業が将来に向かって発展し続けるためには、それぞれの地域において将来の担い手を確保することが最も重要であり、担い手の育成が困難な地域においては、企業参入に対する期待がますます高まることが予想されます。そこで、町がリーダーシップを発揮し、農業参入を目指す企業並びに受け入れ希望の農家への支援を積極的に行うべきだと考えますが、町の考えをお伺いします。

産業課長（谷口　賢司）

　中野議員の農業参入を目指す企業並びに受け入れ希望の農家への支援を積極的に行うべきだと考えるが町の考えはのご質問に答弁をさせて頂きます。
県内の農業従事者及び農地の状況は、農業従事者の高齢化や離農による農家数の減少に伴い、農業従事者とともに耕作面積も減少しています。県農業経営課の資料によりますと、令和２年度の農業センサス等では、県内農家戸数は29,222戸で基幹的農業従事者は18,190人、平均年齢は71.3歳、耕作面積は29,300ヘクタール、荒廃農地は年々増加し7,488ヘクタールとなっています。
県では減少する農業従事者や増加する荒廃農地の問題解決を図るために企業の農

業参入がその一つの手段であるとして、営農プランの作成や農地確保の援助、農業知識や技術習得に係る助成などの支援策がとられています。
次に町の状況ですが、令和３年度末の農地面積は、田が450.71ヘクタール、畑が254.75ヘクタールの合計705.46ヘクタールで、耕作放棄地は25.5ヘクタールです。
また、令和４年２月末現在で、本町農業委員会が定める耕作面積の下限面積30アール（３反）に達している農家戸数は778戸で、香川県農業協同組合多度津支店管内の正組合員数は1,245人です。
本町の農業における企業参入には農業を本業とする団体が株式会社となり、農地を集積して規模拡大を図るケースと製造業や建設業などを本業とする企業が異業種参入として農業に参入するケースがあり、前者及び後者とも２社が事業を行っていることを把握しております。
本町では、農業に参入する企業には５点のことを期待したいと考えてございます。
１点目は荒廃農地を含む農地の有効活用、２点目は町産農産物の生産拡大及びブランド力の向上、３点目は地域雇用の確保、４点目は新規就農者の受け皿、最後が地域農業・農村の活性化です。
異業種からの農業参入には、農地の調整・確保及びその借り受け並びに農業知識・技術・営農計画の作成などの課題がありますが、町及び県農業改良普及センターなどが寄り添いながら、その課題の解決を図ることとしております。
今後も農業に参入する企業を地域農業の重要な担い手の一つとして位置付け、同県普及センター及び同農業協同組合と情報共有を行い、間口を広くして参入の推進を図ってまいります。
以上、答弁とさせて頂きます。
議員（中野　一郎）
　次に農山漁村の活性化について、お伺いします。
農林水産省の「令和４年度農林水産関係予算の重点事項」等には 96 項目にわたる主要事業計画が示されています。その 66 項目に「農山漁村振興交付金」があります。
この振興交付金のポイントは「地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組をその発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域コミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。」とされていることです。
「地域の農業を守る」また、「所得の向上や雇用の増大に努める」という観点では、先ほどの「企業の農業参入」の質問にも関連がありますが、この振興交付金

事業には、都市と農山漁村の交流人口の増加や地方への定住促進を図る側面、及びそれを受け入れる地域内の所得向上や雇用の創出の側面から「農泊の推進」が含まれています。

農泊とは、利用者側からは「農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ『農山漁村滞在型旅行』」とされる一方、提供者側は「宿泊を提供することで、旅行者の地域内での滞在時間を延ばしつつ、滞在中に食事や体験など地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供して消費を促すことにより、地域が得られる利益を最大化すること」を目的とされています。

つまり、農泊を担う団体において、「宿泊」「食事」「体験・交流」「商品開発」等が行われることになり、町の活性化の促進に繋がることになる訳です。

また、この農泊は「観光立国推進基本計画」において「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施出来る体制を持った地域と創出し、2020 年までに 500 地域を目指す」ことが位置付けられていました。さらに、「農林水産業・地域の活力創造プラン」においても、同様に農山漁村の活性化施策として位置付けられています。

令和４年施政方針の中の「多様な交流の促進」の中で町長は「空き家等を活用した地域創生事業補助によって、空き家・空き店舗の改修及びイベント開催に伴う費用の補助を行うことで、地域内外における交流人口の拡大を図り、地域の活性化に努めてまいります」と述べられています。すなわち、この農泊事業を活用して、本町の農業・漁業の活性化及び空き家・空き店舗の利活用並びにそれらを基にした観光の創出が必要です。

このような中、令和４年４月 19 日の四国新聞に「多度津町の有志グループ農泊推進へ協議会設立、受け入れ準備でジャガイモ栽培」と大きく見出しが載っていました。その内容は、「多度津町の有志グループが農業体験を軸とした滞在型観光「農泊」を推進する地域協議会「瀬戸内ユニオン」を設立した。町内の事業者と連携しながら地産地消を意識した食事や芸術プログラムなども提供し、持続可能な観光地づくりに取り組む。多度津町東白方に確保した畑では宿泊者が農業体験するためのジャガイモを植える付けるなど受け入れ準備を進めており、今夏の事業本格化を目指している。（後略）」と記載されていました。

ちょっと写真を見せます。これが四国新聞に載っていたジャガイモの植え付けをしている状況です。これが四国新聞に載っていた写真です。今はジャガイモを収穫して大量に収穫出来たっていうことをお聞きしています。次に行きます。

そこで、この農泊について３点ほどお伺いします。

まず１点目、全国で農泊推進対策事業が採択されている地域数、及び県内で採択されている地域についてお伺いします。

産業課長（谷口　賢司）

中野議員の「全国で農泊推進対策事業が採択されている地域数、及び県内で採択されている地域について」のご質問に答弁をさせて頂きます。

農林水産省が推進している「農泊」は、農村地区を訪れる利用者に宿泊してもらい、地産地消の食材を活用した食事や農業体験、漁業体験などのその地域ならではの体験等の地域資源を活用した観光コンテンツを提供することにより、消費を促進させ、さらに地域経済を活性化させることを目的に法人化された中核法人及び多様なプレイヤーとなる関係者が地域協議会を組織化し、地域が一丸となって取り組む事業とされています。また、その地域協議会の構成員には、農林水産業のいずれかに関わる者を含むことが条件とされています。

農林水産省中国四国農政局香川支局に確認したところ、令和３年度末時点の全国の農泊推進対策採択地域は599地域となっています。そのうち、県内での同採択地域は８地域となっています。また、同省が公表している「農泊の取組事例集」には、さぬき市、丸亀市、三豊市、三木町、小豆島町の事例が取り上げられています。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野　一郎）

ご答弁がありましたけれど国から本町への協議会に対する支援を受ける手順・段取りについてお伺いします。

産業課長（谷口　賢司）

中野議員の国からの本町の協議会に対する支援を受ける手順・段取りについてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

農泊に係る事業は農林水産省が推進している事業で、同事業に対する助成制度は議員のご質問にありました「農山漁村振興交付金」が当たります。この交付金は、町の予算を経由せずに同省から直接、地域協議会や実施団体に交付されることになっています。

令和４年度の同事業に係る候補者の公募期間は、２月24日から３月11日までとなっており、公募期日はすでに終了しています。しかし、今後も複数回にわたり公募があるようです。

ちなみに、昨年の事業スキームで見ますと、第１回目公募が２月26日から３月12日まで、第２回公募が５月28日から６月18日まで、第３回公募が８月６日から８月27日までとなっていました。その後、同省において提案書の審査が行われて事業が承認されると事業実施団体に交付金が交付されることになっていました。

また、公募申請書類の提出先は農林水産省中国四国農政局となっています。

なお、同事業に対する町単独の補助制度はありません。

このため、本町の予算書に計上されている予算はございません。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野　一郎）

この質問の最後には本町、多度津町での農泊事業に対する助成について町長にお伺いしたい訳なんですけど本町には多くの古民家や農業・漁業といったコンテンツが数多くあります。

白方地区ではオリーブやブドウ、ミニトマト、イチゴ（新規）などの栽培が盛んに行われています。高齢化の進展や耕作放棄地も目立ちます。今回「瀬戸内ユニオン」では、農業体験を通じたにぎわいづくりから将来的な移住、就農者の増加といった好循環を作り出すことが出来ます。ぜひ、これらの資源を活用して「まちおこし」や「町の活性化」に繋げようとしている民間の事業者（協議会）を応援して育てていくことが肝要ではないかと思います。町長にお伺いします。

町長（丸尾　幸雄）

中野議員の本町での農泊事業に対する助成についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

アフターコロナを見据えて、観光振興等に係る事業を準備している事業者がいることは承知しております。

また、本町の農業及び漁業従事者の方から「このコロナ禍の中で、本業だけでは所得が増えないため異業種の事業を行いたいが、どのようにしたらよいのだろうか。」というご相談を受けたことがあります。その際には、担当課が国や県の助成制度を調査するほか、公益財団法人かがわ産業支援財団「香川県よろず支援拠点」の担当者を紹介するなどの支援を行いました。

農泊事業は国が推進している事業であり、この事業を町内で実施することにより、町への入込客数を増加させ、農漁業者や関係する事業者の所得の向上が図られるだけではなく、ひいては町への移住、定住及び新規就農者の増加に繋がる可能性があると考えております。

このため、県内他市町の状況を調査するとともに同事業の窓口となる農林水産省中国四国農政局に事業承認を得るための条件や実例等をヒアリングし、農泊事業の推進に繋がる支援方法を検討したいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野　一郎）

有難うございます。

先ほどの谷口課長での答弁でもありましたように全国で599地域、香川県でも８地域もの農泊推進対策採択地域があるとのことでした。各地で民間事業者及び団体が知恵を絞って農林水産業の活性化や地域の活性化が図られています。多度津町でも農泊に対する機運があるんであれば、この事業に複数の団体が取り組めるように上手にこれから育てていって、支援を行なう必要があるんじゃないかなと思います。特定の団体だけを支援するのは難しいことだと思うんですけれども助成

に係る制度設計を検討したり、公募によるプロポーザル方式とか採択の基準を設けるなど選定の方式を検討して頂けることを要望致します。
以上で、私の質問は終わります。
有難うございました。
議長（村井　　勉）
　これをもって５番 中野 一郎 議員の質問は終わります。
ここで、暫時休憩致します。
再開を10時55分にしたいと思います。
よろしくお願い致します

休憩　午前10時34分
再開　午前10時55分

議長（村井　　勉）
　休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。
次に、10 番、古川 幸義 君。
議員（古川　幸義）
　10番　古川 幸義でございます。
通告順により次の質問を致しますので、関連する各課についての答弁をよろしくお願い致します。
１点目の質問は「事業の検証と確認について」を質問致します。
各課において事業を計画・策定し、予算を計上し、議会には議決・承認を求め、後に事業を執行するのが一連の事業工程であります。
執行された後の事業については予算の規模、予算額は適正であったか、計画された事業の目的が達成されたか確認、事業執行による住民へのサービス満足度を高めたか等を検証し、効果の確認する事が大事であると思われます。
これまで事業計画や事業内容などの提案説明を受け、議会で審議を繰り返し承認して参りましたが、事業完了後の報告や検証結果の報告などの機会が少なく、検証と確認の報告についてはあまり実施されていないのが現状と判断致しますが、いかがでしょうか。
それでは、完了後事業の細部にわたって質問して参りますので、よろしくお願い致します。
システム、機材の導入、引き渡しについて１点目、新庁舎が完成した後、各課の配置や機能が充分に活かされているか、今後検証を行って改善はされているのかお伺い致します。
政策観光課長（土井　真誠）

古川議員の新庁舎が完成した後、各課の配置や機能が充分に活かされているか、今後検証を行って改善されるのかについてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

まず始めに新庁舎の配置や機能につきましては、多様化する住民ニーズへの対応はもちろんのこと、機構改革や人員の増減など将来的な変化への対応や職員の働きやすさなどについて設計段階から各課で選任された職員で構成した「新庁舎整備検討作業部会」において、各フロアのレイアウトや案内サイン、ユニバーサルデザインなどについて検討を行い、その検討結果を各課の課長で構成された「新庁舎整備検討委員会」に報告し、再検討を行いながら進めてまいりました。

また、「新庁舎建設特別委員会」等で、議員の皆様からも様々なご助言やご提言を頂きましたことから、完成した新庁舎及び地域交流センターは利便性と機能性を兼ね備えており、住民の方にも喜んで利用して頂けるものと考えております。

しかしながら、開庁してまだ間もないこともございますので、今後も配置や機能について問題はないか、実際に施設を利用された方や職員から意見や要望を聞くことで課題や問題点を出来る限り把握し、より使い勝手のよい施設となりますよう関係各課とともに、改善に努めてまいります。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川　幸義）

次の質問に入ります。

新しいシステムは、使用する側への引き渡しの時点で動作性を確認し、その後、アフターケア、メーカー保障を確認し、引き渡すものでありますが、どの様になっているでしょうか。

政策観光課長（土井　真誠）

古川議員の新システムの引き渡しについてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

この度、新庁舎に導入した各種システムにつきましては、議員のご質問にもありますとおり、政策観光課において導入した機器やソフトウェアが実際の利用環境や他の製品と組み合わせた状態で正常に動作し、機能するかなどにつきまして確認を行っております。

また、各担当課への引渡しにつきましてもシステムごとに実際使用する職員などに向けた操作マニュアルを作成し、操作説明を行うと共にメーカー保証を確認した上で、引渡しを行っております。

次にアフターケアにつきましては、円滑な運用が行えますよう各担当の操作研修等の日程調整を行い、今後の継続的な対応や関係構築も考慮し、出来る限り導入業者と直接電話等で相談や確認を行って頂いております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川　幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問させて頂きます。

現在この議場放送機器の運用、活用は、まだ開始したばかりで十分ではないと思っております。現在メーカーの方も今、議場に来られてサポートされていますが、そもそも放送機器というものは、画面上のテロップ・見出し等がついて表示を行って、そういう機能を持った機器を今回導入しております。成果を表すのが目的でございます。今回、メーカーのサポートは有料と聞いておりますが、いくらなのでしょうか。当初よりそのような契約であったのでしょうか、お伺い致します。

政策観光課長（土井　真誠）

古川議員の再質問に、答弁をさせて頂きます。

メーカーの保証につきましては、当初、政策観光課の方で確認を致しておりまして、１年間のメーカーの保証ということで確認を致しております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川　幸義）

ちょっと答弁が、もう少し具体的にお聞きしたかったんですが、これはまた総務委員会等で詳しくお聞きしたいと思いますので、次の質問に入らせて頂きます。

３点目、機材によっては、使用中に不具合などが発生した場合は、機材の取り替え、代替機の貸与など元請業者においては必要と思いますが、どの様に元請・メーカーとの契約を交わしているのかお伺い致します。

政策観光課長（土井　真誠）

古川議員の機材に不具合が発生した場合において、どのように元請やメーカーとの契約を交わしているのかについてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

今回、庁舎に導入したシステムの大部分は建設工事の中で導入しており、納入された機器につきましては、多度津町工事請負契約約款の規定に基づき、不具合が発生した場合の取り替えや代替機の貸与の対応については、建設工事を請け負った受注者で対応することとなっています。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川　幸義）

ただ今の答弁について再質問させて頂きます。

まず、機材が不具合が起こした場合の対応、また取り替えということになりますが、議場というものは生モノであります。いわば一期一会の世界でございます。議員が質問し、その場で執行部が答える。その場その場の臨場感をこのモニターのように映し出して住民の方が議会が見える化になっているという形の確信を持っておられますから、機材がその場で不具合を起こし、停止するということは放送事故でありまして、このようなことがないように心掛けて頂きたいと思います。その中で再質問の中で、製造物には必ずＰＬ法が適用されると思いますが、今後

メーカーとの契約はなされているのでしょうか。お伺い致します。

政策観光課長（土井　真誠）

古川議員の「ＰＬ法」についての再質問について、答弁をさせて頂きます。

ＰＬ法は製造物の欠陥が原因で生命・身体または財産に損害を被った場合に製造業者に対して損害賠償を求めることが出来る法律であると認識致しております。ですので、製造物の製造業者にこの法律による損害賠償責任が生じるものと考えております。議員おっしゃるとおり、製品等に欠陥等あった場合には、今後適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川　幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問ではありませんが、「ＰＬ法」というのは、期間が非常に長いものでございます。「ＰＬ法」を語るには時間が足りませんので、割愛させて頂きますが、製造物に関しては、メーカーの保証があるのは当然でございます。やはり「ＰＬ法」に関して長い時間をかけまして不具合の検証、私の最初のタイトルにございましたが、検証と確認をしっかり行って頂きたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

操作する人員について、議場システムを使っての議会となりますが、新機能を使用する運用となりますと新しい機材を活用、運用する上で議場開催時に議場内で人員が不足と思われます。どの様にお考えでしょうか。今現在、事務局の３名が全員がこの議場にいます。事務局の受付の人が、事務局の人員が今いない状態になっております。そのことについてお伺いしたいと思います。町長、ご答弁よろしくお願い致します。

町長（丸尾　幸雄）

古川議員の議場システムの新機能を活用するために人員が不足すると思うが、どのように考えているのかのご質問に、答弁をさせて頂きます。

議場システムの新機能につきましては、操作等に慣れるまでには、ご不便をお掛けすることと思いますが、議会運営業務の効率化・省力化のために導入、設置したものとなるように事前にマニュアル等を活用して操作方法の確認を行い、お互いに協力しながら実際に新機能を操作して、人員配置することが妥当であるか検討を行いたいと考えております。

今、始まったばっかりでありますので、もうしばらく猶予を頂いて、私どもとまた、議員の皆様方とがお互いに納得のいくような、このようなシステムの運用を図ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川　幸義）

ただ今の答弁に再質問ではありません。希望として、やはり議場で新システムを大いに活用して、先ほど申しました見出しとか資料のビデオとかこれからどんどん開かれた議会を我々議員も目指しておりますので、また、町民の皆さん方も議会の見える化っていうことを希望されてると思いますので、これは深く我々重要な点と思っておりますので、町長に置かれましては人員配置を例えばスポットで代わりに補充するとかそういうことを行って頂きたいと思います。それでは次の質問に入らせて頂きます。

新庁舎での業務開始が６月６日、６月定例会提案説明が６月８日より開始されておりますが、内覧を終えて住民の意見、要望はありましたか、その後の要望意見はどの様に吸収され、対応されるのかお伺い致します。

政策観光課長（土井　真誠）

古川議員の新庁舎内覧会での住民からの意見や要望について、どのような対応をするのかについてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

５月14日午後及び15日に開催致しました新庁舎内覧会におきまして、スタッフとして参加した職員より住民の方から頂いたご意見・ご要望などの聞き取りを行い、集約を行っております。頂いた主なご意見と致しましては、「立体駐車場の出入口が分かりにくい」「足踏み式アルコール消毒が足の悪い人にとって使いにくい」「１階地域交流センターのトイレサインが分かりにくい」「玄関やモニュメント前付近の縁石に気が付きにくい」「庁舎付近の道路幅員が狭くなる箇所の安全対策をしてほしい」など様々なご意見がございました。頂いたご意見・ご要望につきましては、町長・副町長・関係各課に報告を行い、重要度や優先度を考慮して対策について検討を進めるとともに可能なものから対策を行っております。

なお、既に対策を終えた主なものと致しましては、立体駐車場出口に案内サインを追加、庁舎前の縁石に反射材を設置、庁舎付近の道路幅員が狭くなる箇所には表示板を設置し、安全面を考慮し優先的に対策を行っております。

今後も、町民の方々や議員の皆様から随時ご意見を頂きながら検証を行い、関係各課と協力し改善を図ることによりまして、庁舎及び地域交流センターを利用頂く方々の更なる利便性と安全性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川　幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問ではございません。意見を少し述べさせて頂きます。

ただ今ご答弁にあった縁石の反射材ですね、内覧会当日に住民の方、複数の方から反射材若しく識別の要望がありました。これは内覧会の時に縁石に反射材がなくて躓きそうになった。転倒しそうになる。そういう要望がありましたので、担

当課の方へ申し出ますとすぐに対応されて、そういう反射材を付けて頂きました。これは誠に早急に対応して頂きまして有難うございます。しかしながら新規の構造物の利用者に対する配慮をこれから施工する前に利用者がどんな風に使うんだろうか、こんな時にどんな風に見にくいだろうか、ある程度のシュミレーションを行って事業に反映させて頂きたいと思うんですが、これは答弁は結構です。

次の質問に入らせて頂きます。

６点目は跨線橋（幸見橋）が竣工されて月日が経っておりますが、利用者の数、要望事項、費用対効果、改善事項など意見を抽出し、検証と確認は行われたのかお伺い致します。

建設課長（三谷　勝則）

古川議員の跨線橋「幸見通り」の利用者数、要望事項、費用対効果、改善事項など意見を抽出し、検証と確認は行われたのかについてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

議員ご質問の町道432号線の跨線橋「幸見通り」は、平成30年３月より供用開始し、エレベーターにつきましては、令和３年２月より使用開始している施設になります。

現在の施設利用状況は、エレベーターでの起動回数ではございますが、10ヶ月の月平均値で駅舎側が8,138回、パーク＆ライド側が7,586回利用されている状況でございます。

また、費用対効果につきましては、現在、厳密な算定等は行っておりませんが、本跨線橋の建設は緊急防災減災事業債を活用し、栄町地区の災害発生時の緊急避難路として整備しており、今後、高い確率で発生すると予測されております南海トラフ地震等の災害発生時には有効活用されるものと考えております。

なお、多度津駅周辺地区都市再生整備計画事業においては、事業の成果指標の一つとして、事業開始前の平成29年11月27日から12月３日までの７日間、旧跨線橋で通行量調査を実施しています。

また、現状把握と事業効果の検証の必要性からエレベーター設置工事前の令和２年２月15日から２月21日までの７日間、跨線橋「幸見通り」の通行量調査を実施しています。

今後は、多度津駅周辺地区都市再生整備計画事業の終了予定であります令和４年度末を目途にエレベーターの利用者数を含めた通行量調査を事後評価の一環として実施し、事業全体の効果について、ＰＤＣＡサイクルによる検証を行う予定となっております。

次に要望・改善事項につきましては、利用者の要望により防犯など特に夜間の安全対策として、平成30年に防犯カメラを設置する対応をしています。また、供用開始後からゴミのポイ捨てや通路の汚れなど利用者の方より通報・苦情があり、

対策として現在は業者委託による清掃を実施しているところでございます。
今後は新庁舎が開庁したことにより、更に多くの方に利用されることが予想されることから、適正に点検・修繕を実施し、災害時など緊急時には避難通路として町民の皆様方が安全に安心して利用して頂けるよう、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川　幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問をさせて頂きます。
まず「幸見通り」は、駅を跨ぐ跨線橋でございます。対比するものは跨線橋というものは鉄道の上に架設する橋で、非常に土木作業としてはＪＲとの関連、またＪＲの鉄道の規格というものは全然違うグレードがございます。安全率は非常に高く、難易度が高い事業でございます。まず「幸見通り」の跨線橋について少しこちらの方で調べております。工事費は7億8,824万円、付帯工事として昇降エレベーターは2億4,750万円、撤去費は6,951万円で合計の事業費は11億525万円となっております。これに対して跨線橋を対比しますと、つい最近出来ました県道多度津・丸亀線跨線橋の工事費は3億4,800万円でございます。また、浜街道の県道丸亀・詫間・豊浜線は高架橋工事で弘田川を跨ぐ、また予讃線の線路を跨ぐ長大な高架橋工事で、これは架設にも相当な技術があり、高額なものでございます。工事は11億4,100万円でございます。このように３つの跨線橋を対比しますと多度津・丸亀線は道路線横にはすでに開発工事も進んでおり、また、開発予定の場所がございます。
多度津町の将来に経済効果があると推察致します。一方の浜街道の県道丸亀・詫間・豊浜線の高架橋工事はトンネルも開通し、交通の流れも良くなり、人の流れ、物流と改善され、今後道路の付近も開発が見込まれ、将来的にも有望であります。しかしながら、「幸見通り」駅の跨線橋は利用客が増加、経済効果などの費用対効果はあったのでしょうか。経済的な面から見て、このような効果があるということを具体的に建設課長、答弁をお願い致します。

建設課長（三谷　勝則）

古川議員の再質問に、答弁をさせて頂きます。
議員のおっしゃるとおり、それぞれ跨線橋の性質がございます。今回の「幸見通り」のご質問の中にありますが、今現在は、この「幸見通り」、先ほども答弁させて頂きましたが、緊急避難通路として緊急的に整備された跨線橋でございます。今後、駅周辺の整備計画がこれからでございますので、その中で今後、利用の費用対効果が現れるものと考えております。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川　幸義）

再々質問を致します。

課長が答弁された中にＰＤＣＡサイクルのもとに検証致しますっていうお言葉がありました。これは建設課に限らず、あらゆる課で我々議員の答弁にＰＤＣＡサイクルを利用して検証しますということの答弁が非常に多くあります。今回の質問のテーマは事業の検証と効果の確認です。ＰＤＣＡサイクルと申しますとプラン・ドゥ・チェック・アクション、このことで工程はよく現状を把握して現状の要因を求めること、改善結果を出し、それで今後の歯止めをするんですね。アクションですね。ですから、この投資した金額、先ほど申しましたが、多額な事業費でございます。これがなされないということは、町民にとっては非常に不都合なことでございます。これについてＰＤＣＡサイクルと述べられたことについて簡単でも結構です。ご答弁をお願い致します。

町長（丸尾　幸雄）

古川議員のご質問に、答弁をさせて頂きます。

まずは、ここの庁舎が建っていますけどもここを最初から庁舎・地域交流センターとして建設をした訳ではありません。議会の皆様にも何回もご説明したように、この場所は地域を活性化し、活用するため、それはまず何かと言うと鉄道があります。多度津町は四国の発祥の地でありますので、そういう利便性を生かした多度津の町を今、行っています地方創生事業の中で、この多度津の中で、この駅っていうのはひとつの拠点となるということで、私が町長になってすぐに、この土地は土地開発公社から買戻しをしたところです。その時は、ここをひとつの町おこしの拠点として、そして役場側と、そしてこちらとを結ぶ、そのような活性化事業という中で、跨線橋も考えておりました。老朽化した跨線橋は、もう撤去するしかありませんでしたので、新たに跨線橋を建て替えをする時、その時はやはり頑強な、南海トラフが引き起こすような大きな地震にも耐えられる。また、新幹線仕様になりますので、そのような形での跨線橋。また、その当時は跨線橋を十分活用した駅舎の建設も視野に入っておりましたので、そのような中で跨線橋というのは、駅の東側と西側とを結ぶ重要な多度津町の町おこしの拠点。それはよく皆様方もお使いになられるかも分かりませんが、多度津の駅裏という、こちらの地区は駅裏という表現をされておりました。そういう中で、多度津の中で栄えているところとか、また駅裏のようなところ、そういうところはないということで、この地区に今の役場のところに活性化のための建物を建てなきゃいけないというのは、私が町長にさせて頂いた時からの思いです。その為には東と西を結ぶ跨線橋というのは、大きなウエートを占めています。まだ、今出来たばっかりですので、今からＰＤＣＡサイクルを古川議員さん、おっしゃったようなＰＤＣＡサイクルを活用しながら、これからの町づくりに活用していきたいと思っています。追加の答弁とさせて頂きます。

議員（古川　幸義）

ただ今の答弁に再質問はございません。

ＰＤＣＡサイクル、これをもっと深くいきますと、時間がまだまだかかると思いますので、今回は割愛させて頂きます。ひとつだけ要望というかご意見がございます。

良く多度津町に他の自治体に就任されたトップリーダーの方に多度津町の印象はということを良くお聞きします。何でもいいですから、ひとつだけ重要なことをお聞きしたいっていう話をしましたところ、必ずおっしゃるのは、多度津町は道路が狭い。それから関連道路は11号線から、また、浜街道から本当に進入しやすい。多度津町の道路事情は、本当に悪いんじゃないかと。だから多度津町の道路整備をこれは重点科目としてして頂きたいと思います。政策観光課の方では事業の一つとして「たどりつく多度津」という風な事業をしております。これが、道路事情が悪いと「たどりつかない多度津」このようにならないように注意して頂きたいと思います。これは要望でございます。

次の質問に入らせて頂きます。

２点目の質問は、「ふるさと納税の有効活用について」です。

昨年、令和３年12月10日、総務教育常任委員会において議案審議終了後、その他の報告で「多度津町まちづくり公社（仮）の設立について」の説明が委員会でなされました。

目的として、多度津町を元気にするために官と民が連携し、民間の資金力や活力、ノウハウを活用して地域力を高め、本町の持続的な発展を目指していくと掲げ「まちづくり公社（仮）の設立」するという説明であり。公社の業務内容の検討においては、観光復興、イベント開催、タウンプロモーション、古民家再生、歴史的構造物の管理等が揚げられ、財源はふるさと納税代行収入と町補助金収入を充てると言った内容でしたが、資料提出と閲覧時間が短時間であったため、充分な検討や質疑が行われず、本件は重要であり継続的事業であれば尚更、慎重な審議が必要と思われますが、いかがでしょうか。

公社設立について、時間があと 18 分しかございませんから１点目、２点目、３点目、一括で質問させて頂きますので、よろしくお願い致します。

１点目の設立について、今後のスケジュールとして令和４年１月から６月に総括マネージャーの募集・選考とし、令和５年４月発足としておりますが、継続的事業の決定において先ほど申しました充分な審議もされておりませんので、理由などあればお伺い致します。

業務内容としては観光復興、イベント開催、タウンプロモーション、古民家再生、歴史的構造物の管理等。

２点目に入ります。ふるさと納税額将来見込みとして、ふるさと納税・代行手数

料の５年間の推移について右肩上がりで倍増しておりますが、その根拠についてお伺い致します。
３点目は、ふるさと納税についての活用についてです。前述した項目以外の事業を、住民は望んでいる声が多くあると思うが、いかがでしょうか。
ただ今、多度津町の世帯数は令和３年度では 10,622 世帯の内、非課税世帯は 2,520 世帯、約 25 ポイントの割合で４分の１であります。生活保護においては、136 世帯、人数は 186 名、生活に困窮されている方は、まだまだ多いと思われます。従って裕福な町とは評価出来ないのが現状です。従って、ふるさと納税の活用については例えて申しますと、子育て世代・保護者の負担軽減措置として給食費の補助、新規入学時の補助などに充てる活用方法はいかがでしょうか。現在、低額所得に対して給食費免除や社会福祉協議会においてランドセルの一部負担する事業は一部補助されているのは、充分存じております。また、自治会要望の道路舗装、側溝蓋の整備、老朽排水路の補修、また、高齢者福祉タクシー券の配布について、介助必要者や買い物時の足といった申請者に増額配布など以上を掲げれば、沢山の要望がありますので、ふるさと納税を活用する方法もあるということで検討のほどよろしくお願い致します。
以上、３点まとめて質問させて頂きます。ご答弁の方、よろしくお願い致します。

政策観光課長（土井　真誠）

古川議員のふるさと納税の有効活用についてのご質問のまず１点目、「まちづくり公社設立スケジュールについて」のご質問に、答弁をさせて頂きます。
まちづくり公社設立につきましては、議員のご質問にありますとおり、令和５年４月の設立を目指し準備を進めておりましたが、現在の財政状況から令和４年度当初予算での設立準備費用の計上が困難となったため、今年度につきましては、地域の活性化に取り組まれている方々に、ご意見をお聞きする準備委員会において、来年度中の設立を目標として、引き続き検討を行うこととしております。
議員の皆さまによるご審議につきましては、今後、準備委員会での検討結果などを総務教育常任委員会などでご報告させて頂き、ご意見を賜りたいと考えております。
次に２点目のふるさと納税・代行手数料の推移についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。
まちづくり公社のふるさと納税代行手数料につきましては、ふるさと納税額の８％を手数料として公社に支払うものとして試算しております。
手数料が増額し続けている理由と致しましては、「第２期たどつの輝き総合戦略」の目標値に設定している「令和６年度時点の納税件数２万件」を達成することを前提にして、ふるさと納税額が毎年度増額するものとして試算していること

によります。
令和３年12月の総務教育常任委員会資料にもございますとおり、まちづくり公社は単なる事務代行のための組織ではなく、公社が新たな「ふるさと納税返礼品」の開発支援等を行うことにより、本町のふるさと納税額の増加に貢献するとともに、公社自身も事業拡大のための資金を確保するというサイクルを想定しております。
ふるさと納税代行手数料を公社収益の柱とすることで、「多度津を元気にする」ための事業に取り組んでいけるものと考えております。
次に３点目、ふるさと納税の活用についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。
まちづくり公社のふるさと納税代行手数料につきましては、ふるさと納税の寄附額に応じ歩合制で支払う資金計画となっておりますが、代行手数料そのものに、ふるさと納税を充当するものではなく、一般財源を充当するものでございます。
寄附頂いたふるさと納税につきましては、現在、「生活・自然環境の整備に関する事業」、「保健・福祉を充実する事業」、「教育・文化・スポーツに関する事業」、「観光・産業の活性化に関する事業」、「その他町長が必要と認める事業」の５つの事業から寄附者の方に使途を選択頂き、該当する個別事業に充当しておりますので、今後、公社設立後も寄附者の方が希望される使途に充当してまいります。
今後、住民の皆さまのご意見などを伺いながら、寄附者の方に選択頂く事業の変更・追加も検討してまいります。
以上、答弁とさせて頂きます。
議員（古川　幸義）
　ただ今、答弁を３点ほどまとめて答弁されてましてですね。時間がないものでもう少し再質問させて頂きます。
まず、令和４年度町長施政方針では３つの重点施策として、１番目に移住・定住の促進として来年度は、まちづくり公社の設立に向けて検討準備とありますが、このように重点施策としております。令和４年度の４月号の広報を持ってきております。お分かりになるでしょうか。第１番目に３つの重点施策として移住・定住の促進、多度津の輝き創生総合戦略に基づき多度津の元気を作る。また、その中に最後の方に、まちづくり公社の設立に向けて検討準備のために進めてまいります。とこのように書かれております。私の方も施政方針の中で３つの重点施策の第１番目に書かれていますので、このように、まちづくり公社の設立は来年度に向かってかなり実現されているんだなという感じが見受けられるんですが、昨日近くの公園にまいりまして、子供連れの父兄の方にお聞きしました。公園の利用度はどうでしょうかと言いますと公園の利用度は、まだまだ色んな所が要求がございますが、それよりも今、円安が進んで 134 円ですのでね、物価の上昇率も

８％から９％と言われておりますが、現状ではこの秋には 13%を超えるような想定と私は見ておりますが、また、令和５年度においてはもっと品不足とそれから物価上昇が見込まれるんではないでしょうか。子育てをしていく中で、本当に子供たちに要るもの要る。しかし、給料はこの５年間、上がっていないと。その中で物価がどんどん上がり、燃料代も上がっていくという中で子育てをしていくというのは本当に厳しいと。また他にも高齢者の皆様方は、少ない年金と消費税ですね。インフレになりますと物価が上がりますと 100 万円の定期預金が実質は 100 万から 85 万～80 万と本当に価値がなくなってしまっております。これは町民全体が生活がほとんど厳しくなったというような現状であります。そこで再質問ですが、ふるさと納税についての活用については、先ほど述べました項目以外の事業ですね、住民が望んでいる声があると思うんですがいかがでしょうかということに対して今、コロナ禍で物の流通が世界的に悪く、円安、原油の値上げ、物価の上昇等で農家・漁業・製造業・販売業、あらゆる産業に従事している人達やまた、経営する人達、子育て中の世帯、年金での生活の高齢者、円安で物価高で苦しんでいる時こそ、苦しんでいる人達にあらゆる救済措置を施すのが施策であり、政治であります。政を治すのが政治でございます。是非、機構改革を行うなり、ただ今、合田邸の事業費や業務内容としては観光復興、イベント開催、タウンプロモーション、古民家再生、歴史的構造物の管理など少し自由度はございますが、これを進んで頂いて、それよりも住民の救済措置とか色んな低額所得者に対しての手厚い施策をお願いしたいと思いますが、これは質問とさせて頂きます。

町長（丸尾　幸雄）

古川議員のご質問に、答弁をさせて頂きます。

ただ今の物価高、またロシアのウクライナ侵攻、原油の値上げ、その他のたくさんの要因があって今、物価高になっています。世界では物価 8.6%の上昇、日本では今 2.5%位と言われています。ですから国の方としては、それほどでもないんじゃないかっていう、この間ちょっと日銀の黒田総裁の発言も物議を醸し出しましたけども、そういう中において、やはりそうではなくて私どもはやはり弱者救済、それから子供を守っていくということが、私ども行政にとって大きな責務だと思っています。その中で、今、国の方からは、国も当然そういうことについての考えはありますので、今、地方創生特別臨時交付金を活用して子育て世代の方々に対する援助、また町民の皆様方の購買力を高めるため、生活の向上、そういうようなことで使っております。今、古川議員さん、おっしゃった、これからのことにつきましては、今、私が申し上げましたようなことをもっと重厚に、もっと手厚くするために今、ふるさと納税も随分と段々と上がってきてます。それをそれぞれの目的、５つの目的があるんですけどもそのうちのひとつが町長が必

要とするものという項目があります。その項目を活用させて頂いて、このコロナ禍の中、それからロシアの侵攻の中で、また物価がすごく上がっている中、そういう近々の課題ということも踏まえて町民の生活を守っていくということが重要と思っていますので、ふるさと納税の有効な活用をさせて頂きたいと思ってます。よろしくお願い致します。

議員（古川　幸義）

再質問ではございませんが、まだ２分余り時間がございますので、時間を有効利用させて頂きたいと思います。

先ほど私の再質問の中で「たどりつく多度津」が「たどりつかない多度津」にならないようにという風に申しましたが、大変事業に対して失礼なことを申し上げました。しかしながら、多度津町は人口減少率は非常に少ないが、この要因としては、外国人労働者の数が増えております。また、高齢化も進んでおります。多度津町の道路の循環ともうひとつは子育て世代の方たちが安心して子育てを出来るようなそういうような施策を是非ともお願いして、丸尾町長は次の４期目を目指すということですから、なおさらそのことについて深く要望しておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

それでは、時間もありますので、10番、古川 幸義の質問を終わらせて頂きます。

議長（村井　　勉）

これをもって 10 番、古川 幸義 議員の質問は終わります。

これより、昼食休憩をとります。

再開は13時を予定しております。

よろしくお願い致します

休憩　午前11時54分

再開　午後１時00分

議長（村井　　勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

９番、小川　　保 君。

議員（小川　　保）

失礼致します。９番　小川　保 でございます。

本日は、「令和４年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用方法は」、２つ目は、「ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）による教職員の働き方改革は」

以上、２点について質問致します。

新型コロナウイルス感染症の国内での発生報告から長期間経過し、国民の方々の中にもコロナ疲れが見られるようになってきました。
振り返ってみますと令和２年１月６日に厚生労働省から「中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について」が発せられました。
また、同年１月 16 日に、神奈川県内で国内１例目となる武漢旅行歴のある感染者が発表されました。
さらに、同年２月３日には、大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」での集団感染が確認され、横浜港に停泊し検疫が開始されました。
その後の急激な国内における感染拡大はご案内のとおりです。
労働省のホームページによりますと、令和４年５月 20 日 0 時現在での累計陽性者数は 849 万 5,360 人、うち、退院または療養解除となった者の数は 811 万 3,710 人、また、死亡者数は３万 203 人となっております。
この感染状況に伴う国民の様々な活動自粛により、国内の経済活動の停滞縮小が顕著になってきました。
このような状況の中、政府は子育て世帯や低所得者層、また中小事業者などに対する様々な支援策を国策として打ち立ててきました。
一方、各地方自治体においても独自の支援策を講じています。その財源としては、国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が充当されており、この交付金は令和２年度から始まっております。
内閣府によりますと令和４年度においては、この交付金に通常分とは別に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の区分が新たに創設されることになっているとの事です。
この新たに区分された交付金の対象事業は、「生活者支援に関する事業」と「事業者支援に関する事業」とされております。
そこで質問です。
交付額について質問致します。
今年度の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は先ほどの新たに区分される「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」と「通常分」から構成されますが、多度津町におけるそれぞれの交付限度額及び合計交付限度額をご説明下さい。

町長（丸尾　幸雄）

小川議員の令和４年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る交付限度額についてのご質問に答弁をさせて頂きます。
議員のご質問にもございますとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和２年度から始まった交付金であり、本町におきま

してもこの交付金を活用して、感染拡大防止策、生活者・事業者支援策、またアフターコロナを見据えた事業など様々な取り組みを実施してまいりました。

この交付金を活用して実施した事業数は、令和２年度が45事業、令和３年度が39事業の合計84事業でございます。また、これらの事業への交付金充当額は、令和２年度が290,827千円、令和３年度が266,748千円の合計557,575千円でございました。

今年度につきましては、５月末時点で「通常分」として121,056千円、これは「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」として66,475千円の合計190,531千円が交付限度額として示されている状況でございます。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（小川　　保）

有難うございます。

先ほどの最後の方でご回答頂きました数字についてもう一度確認です。

「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」として 69,475 千円ですね、この 69,475 千円が 600 万という風に聞こえたんですが、いかがでしょうか。

町長（丸尾　幸雄）

私の言い間違いでございますので、訂正をさせて頂きます。

正しいのは69,475千円です。よろしくお願い致します。

議員（小川　　保）

有難うございます。

次に、新たに区分される「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」で交付対象とされる「生活者支援に関する事業」及び「事業者支援に関する事業」とはどのような事業が想定されるのでしょうか。

現在、各課が実施する事業を取りまとめているところであろうと思いますので、可能な範囲でご説明頂きたいと思います。

政策観光課長（土井　真誠）

小川議員の生活者支援に関する事業、事業者支援に関する事業として想定される事業についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

議員ご質問のとおり、現在は各課より事業案の取りまとめを行っている段階でございますので、国が例示しているものの中から、いくつかをご紹介させて頂きます。

「生活者支援に関する事業」につきましては、本町もこれまで経済対策として実施してまいりました「プレミアム商品券事業」をはじめ、生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給事業、学校給食等の負担軽減や国の実施する子育て世帯生活支援特別給付金への上乗せを行うなどの子育て世帯に対する支援事業などが想定されます。

また「事業者支援に関する事業」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う売り上げの減少や原油価格や物価高騰の影響を受ける農林水産業者や運輸・交通分野をはじめ経営環境が悪化している町内の中小企業者等の支援として燃料費高騰の負担を軽減するなど、事業継続等を目的とした補助金を交付する事業などが想定されます。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（小川　　保）

先ほど支援事業の例えばという事例が出ましたけれども、その中で学校給食等の負担軽減という風なお話がありました。これについて具体的な方法としては、どういう風な手当ということでございましょうか。お願い致します。

教育課長（竹田　光芳）

小川議員の再質問にお答え致します。

学校給食等の負担軽減に対する支援事業につきましては、現在、学校給食につきましては、低額の学校給食費で食材等を購入させて頂いております。昨今の物価高において給食費が原材料費よりも高くなってきていることも考えられますので、その給食費を上げなければならない部分を今回の交付金等々を活用して値上げせずに対応するっていう方法もこちらの事業の方を使って出来るのかなと思っております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（小川　　保）

有難うございます。

材料費高騰の部分について差額部分をこういったものを使ってというお話でしたよね。こういった部分が、近い将来にはもしかしたらなくなるのかなと思いますけれども、今現在、物価の高騰、それから収入等については午前中の質問にもありましたようになかなか上がらないと。生活は非常に苦しくなるという部分についての学校給食のあり方は、今後は検討していかざるを得ないのかなとそういう風に思っております。これは私の意見でございます。

次、質問致します。２年前よりこの臨時交付金を活用して実施している多度津町プレミアム付商品券事業については、今定例会の議案を確認致しますと今年度も実施するようでございますが、昨年度からの変更点や町内に出回る金額などについてご説明を頂きたいと思います。

産業課長（谷口　賢司）

小川議員の多度津町プレミアム付商品券事業についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

多度津商工会議所において実施するプレミアム付商品券事業については、「事業者支援」及び「消費者支援」の双方の視点から、今年度も実施する見込みで、そ

の事業に対する同会議所への補助金を今回の定例会の補正予算に計上してございます。

事業内容については、同会議所と継続して協議を行い、事業実施期間、商品券使用期間、商品券換金期間などの大枠の計画は昨年度とほぼ同様とする予定です。

昨年度からの変更点は、販売可能冊数の増加です。これは昨年度の抽選の結果、多くの落選者が発生したことを受け、より多くの住民の方々に町内店舗等で利用頂き、町内の景気浮揚に繋げたいと考えたからでございます。

今年度の販売可能冊数は、昨年度の1万3,000冊から2,000冊を増冊した1万5,000冊にしたいと考えています。額面総額では昨年度の1億8,200万円から2億1,000万円になる予定です。

この事業に係る同商工会議所への補助金は、プレミアム分の6,000万円、事務費分の470万円を予定しております。

なお、同商品券のハガキ申し込み期間は８月１日（月）から８月22日（月）、抽選後の販売期間は９月10日（土）から９月30日（金）まで、利用期間は９月10日（土）から来年２月19日（日）までの約５ヶ月とする予定です。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（小川　　保）

その交付金を活用する事業全般についての議会に対する説明は、いつになるのでしょうか。予定でよろしいので、お願い致します。

政策観光課長（土井　真誠）

小川議員の臨時交付金活用事業に関する議会に対する説明についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

説明につきましては、これまで同様、各課から提出された活用事業案のとりまとめ及び精査を行ったのちに、それぞれの事業に関連する予算を議会に上程させて頂くタイミングでご説明をさせて頂く予定としております。現時点では今年度分の実施計画書を７月 29 日までに国へ提出することになっていますので、９月定例会において事業実施に必要となる予算を上程させて頂きたいと考えております。

なお、完了したそれぞれの事業につきましては、今後、有識者会議での意見聴取などにより効果検証を行い、その結果を町のホームページなどに掲載していく予定としております。今後も本交付金を有効に活用し、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（小川　　保）

有難うございます。

慎重に有効に活用されますよう、お願い申し上げます。

次に２点目の質問でございます。

ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）による教職員の働き方改革について、質問致します。

そもそもＤＸは元々、2004 年にスウエーデンのエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念で、進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにしていくという変革を意味するものと言われております。

デジタル・トランスフォーメーションというのは、これまでの手作業をシステム化する。ネットワークで提出、承認そういった作業を省く。そして効率化、作業の品質向上、そういったことを大きな目標としておるのが、ＤＸでございます。

ここで質問です。

まず、このＤＸ推進の背景など一般的な捉え方、メリットなど、また基本的な部分について本町での導入について、ご説明をお願いしたいと思います。

町長公室長（山内　　剛）

小川議員のＤＸの推進の背景など一般的な捉え方、メリットなど、また基本的な部分についての本町での導入についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

現在、あらゆる産業でデジタル技術の活用が求められており、競争力の維持、強化のためにＤＸ化は欠かせないものとなっております。

また、行政機関、自治体もデジタル技術やデータ等を活用して、業務の効率化を図り、行政サービスの更なる向上のための施策に取り組むことで、住民の利便性を向上させることやデータ様式の統一化・多様な情報を円滑に流通させること等、ＤＸを推進することが求められております。

総務省は、全国の自治体が足並みを揃えてＤＸ化に取り組むことが出来るように「自治体ＤＸ推進計画」を策定し、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において進めて行くこととしています。

今後の方向性と致しましては、関係府省において示される業務処理システムの標準仕様に基づき、2026年３月までに全国の自治体において業務システムの標準化・共通化等を進めることとなっております。

本町におきましても国や県の動向を注視し、ＤＸの導入に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（小川　　保）

有難うございます。

次に、ＤＸを使って教育現場での教職員に対する働き方改革での取り組みについて、「自治体ＤＸ推進計画」の概要とそれに対する教職員の理解と実現の準備の内容についてどのようになっておるのでしょうか、現状をお話し頂きたいと思います。

教育長（三木　信行）

小川議員のＤＸを使って教育現場での教職員に対する働き方改革での取り組みについて、計画、具体的なロードマップの内容とその進捗についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

デジタル化が進んでいる影響で、価値観や生活様式に変化が出てきており、また、ビジネスでもデジタル活用が当たり前になっており、生活を豊かにするため、そして社会に出て生き抜く力を身に付けるため、教育現場におきましても、子供にＩＴリテラシーを身に付けさせる必要があります。

学校現場でのＤＸの推進プランにつきましては、児童・生徒一人ひとりに合わせた個別最適な学びを実現することにあります。

具体的なロードマップとしては、まず、学習環境の土台となるＩＣＴ環境の整備。その後、最先端技術を用いた教育の実施やデータの蓄積。蓄積されたビッグデータを分析することで、一人ひとりの最適な学びを実現することとなります。

ＤＸ化の促進により採点業務などが自動化されたり、出席状況の確認や集計等の定型的な事務作業はＲＰＡ（ロボットによる業務自動化）を活用することで効率化でき、本来の教育の仕事に集中出来ることになります。

また、授業での子供の反応・理解度などをシステムに蓄積しておくことで、分析ができ、次の授業にその分析結果を生かすことも可能となり、カリキュラムを作成する作業も効率化されるようになります。

本町では令和2年度、文部科学省の補助を受け、一人１台パソコンの整備と大容量の校内ＬＡＮを整備致しました。現在は、整備したＩＣＴ環境を活用し、学習活動を行っております。

教職員のＤＸを活用した働き方改革での取り組みにつきましては、ＩＣカードを使用した在校時間の正確な把握や中学校においては試験の自動採点等を行っており、ある一定の成果は現れてきておりますが、取組としては不十分だと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（小川　　保）

有難うございます。

再質問というより字句の確認でございます。ＩＴリテラシー、これについての意味、説明ですね。それからもうひとつはＲＰＡ、このふたつについて字句の説明をお願いしたいと思います。

教育長（三木　信行）

小川議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

まず、ＩＴリテラシーということですが、今回の答弁では子供のＩＴリテラシーということで、情報技術を活用する能力を指します。例えば情報機器、コンピューターであるとかタブレット端末とかを活用する。そしてネット環境を利用する。

もうひとつはセキュリティーについて理解をする。そこらあたりを総合している言葉であります。で、もうひとつ今回ご質問に教職員に対する働き方改革ということがありましたので、そちらに資するものとしてはＩＣＴリテラシーという風な言葉が使われます。これはもう良くご存知だと思うんですが、学校で先生がコンピューター、インターネット、タブレット端末、ネット環境とか大型ディスプレイとかＩＴ化された情報機器や情報環境等を効果的に活用する機能や技術を指しています。これはギガスクール構想の始まった時から教職員・学校には、数年間求められているんですが、コロナ禍あたりから一気に求められ方が顕著になってきておりまして、教職員はどんな風に使っていくのかということを研究したりしています。これは完全に働き方改革にも資するものだと考えられます。授業の準備等が非常に効率化されたり、楽しい授業が出来たり、それからデータ処理とか子供や保護者も通信でも自由に使っていけるものだと思っております。それから、ＲＰＡについてということなんですが、ロボットによるということがあるんですが、典型的な色んなデータが処理されて、そういうことについて人間じゃなくて人間が手作業でするんでなくて、一般的に情報機器とかシステムを使って行っていくという風なことであります。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（小川　　保）

最近は英語とカタカナといっぱい出てきておりますので、パッと聞いた限りは、想像はつくけれども具体的にはどういった内容なのかなというのをちょっと確認させて頂きました。

次に、教育現場における役割分担・適正化していく内容というのはいかようになっているのでしょうか。これについてお願い致します。

教育課長（竹田　光芳）

小川議員の教育現場における役割分担・適正化していく内容はいかようになっているかについてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

中央教育審議会では、平成31年１月「新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がなされ、その答申において学校及び教師が担う業務の明確化・適正化が記されており、基本的に学校以外が担うべき業務として、登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見廻り、児童生徒が補導されたときの対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整。

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務として、調査・統計等への回答、児童・生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動などが挙げられています。

本町では、昨年度より学校給食費の公会計化を実施し、給食費の徴収及び管理

を町が行っております。
以上、答弁とさせて頂きます。
議員（小川　　保）
ちょっと書画カメラをお願いします。
少し方向が違うかも知れませんけれども質問を致します。
部活において監督・コーチの役割を部外へ依頼することによって、現場教師の時間を軽減していくことなど、一つの方法として考えられますが、働き方改革にいかように寄与しようとお考えなのでしょうか。お願い致します。
教育長（三木　信行）
小川議員の部活動指導者の外部委託についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。
部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置付けられた活動です。
しかし、部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師の担う必要のない業務と位置付けられています。
また、教師の勤務を要しない日の活動も含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや特に指導経験のない教師には多大な負担となっているとの声もあることから、部活動指導者の外部委託については、教職員の働き方改革に資すると考えております。
以上、答弁とさせて頂きます。
議員（小川　　保）
今、カメラの方にありますように指導者の確保、これがなかなか難しいのでないのかなと。住民と行政、教育委員会ですね、お互いの協力が不可欠だろうと思います。そんな中で、やはり予算の確保等々もしていかないかんだろうと思います。もし、学校外に監督・コーチなど依頼しようとすれば、当然その人件費など予算の捻出が必要かと思いますが、いかがでございましょうか。
教育長（三木　信行）
小川議員の部活動指導者の人件費等の予算確保についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。
県の補助事業として、部活動指導員配置促進事業の制度があります。この事業は、教員の長時間労働の解消と部活動の適正化を図り、教職員の働き方改革に取り組むため、部活動指導員を配置する市町に対し、国の補助事業を活用して、経費の一部を補助するものです。
本町においては、現在、この補助制度を活用し、2名の指導員を雇用しております。

今後も、この様な事業を活用し、予算を確保する必要があると考えます。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（小川　　保）

予算を確保する。非常に難しい話でございます。もちろん、多度津町単独の予算だけでも大変なことだろうと思いますけれども。今、先ほど書画カメラで映しましたのは四国新聞の記事ですけれども、今から映しますのは読売でございます。日本部活動学会の研究集会で初代会長のという風な件があります。これは別の仕事とセットにすれば、フルタイム雇用出来ると。つまり部活だけを雇用するというのでなくて、それ以外の学校業務の教師以外で出来ることについても合わせ技でセットすればどうだろうかと。こういったことをやれば、雇われる方も生活が安定していくと。その方向性をこの長沼学習院大学の教授は、おっしゃっとる訳でございますね。多度津町についても、こういったものの活用もしていかないかんのかなという風に思っております。特に私も常々感じておるんですけれども学校の先生方、本当に忙しいなと思っております。いつ行っても夜遅くまで電気が点いて、朝、生徒が登校してくる時に見守りしながらの活動ですから、大変な、そうするとこの長時間労働はいつまでたっても解決出来ない。むしろ、外に出せるものは、外に出す。言うてみれば外注でということですけれどね。そういったものもぜひ、ご活用願ったらなと思っております。それについて、もし、ご意見があれば、お願い致します。

教育長（三木　信行）

小川議員の部活動等に関する再質問に、お答えを致します。
部活動については、教職員の働き方改革について勤務時間の超過については、大きく負担になっているところがあります。外部委託をするということなんですが、例えば今、本町の中学校の実態を言いますと2名、部活動指導員というのがいらっしゃいます。平成30年は陸上部にも1名いらっしゃったんですけども、家庭のご都合で止められたり、陸上がとっても得意な先生が赴任してきたこともあって今そのままやっています。部活動指導員以外でもかなり7つから8つの部活動は外部コーチを委託しておりますので、練習等専門性がなくてもそこらあたり補完が出来るということにはなっております。ただ、先生としては放課後4時半から5時半とか6時のあいだ練習に付いたり、休みの日に試合に付いたりという負担が当然ある訳です。先ほどお話に出た制度を活用していく道は探っていかないかんと思っています。もう既に国の方は動き出しておりまして、大きくは総合型地域スポーツクラブというので育成して、その中で指導者を公立の中学校に派遣していくと言うものです。先生の中にも自分は野球とかサッカーを指導したいという先生がいるので、その辺りをどう活用するかいうのもあるんですけれど、一つの案としては、そういうところに登録をして謝金を含めて活用していくというこ

ともあるんです。ただ、色んなハードルはありまして、先生方の活用を含めたり、安定した指導体制を構築していったり、それから多分そうなってくると保護者の負担も出て来るだろうと思います。クラブチームほどではないですけれども、そういったものになってくると思うんです。それからこれまでの中学校の部活文化というものもあります。やっぱり〇〇中学校の〇〇部というのは伝統がある。そこで勝つんだとかですね、そういった思いを持っている先生も子供もいたりしまして、そういったあたりの気持ちも大切にしなければならないなという風に考えています。いずれにしても色んなところで共通理解をしながら、少しづつ先生への負担がなくなっていくような方向で、そして国の施策としては地域の総合型スポーツクラブが出来上がっていけばいいんですけども、ただ小さな市や町にそこだけやって下さいと言うのは、なかなか難しい点があると考えています。議員のご提案も含めて、より良い方法を考えていきたいと思います。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（小川　　保）

有難うございます。

先ほど先生がおっしゃったように各学校の得意の部活ってのがありますよね。たまたまこの新庁舎の落成の時にも多度津中学校から吹奏楽部のメンバーでね、いい音楽を発表して頂きました。本当に楽しく拝聴させて頂いて、そういったものも含めてやっぱり伝統の素晴らしい部活動、それは継続していくべきだろうと思っておりまして、我々も今後とも応援していきたいなと思っております。

有難うございます。

以上でございます。

議長（村井　　勉）

これをもって９番、小川　　保 議員の質問は終わります。

次に、４番、兼若　幸一 君。

議員（兼若　幸一）

４番　兼若　幸一です。

ひとつ明徳会図書館について、お伺いしたいと思います。

明徳会図書館の紹介文を見ますと次のように記載されています。

1915（大正４）年に設立以来、３度の移転を経て 100 年以上、地域の人々に寄り添い愛されている歴史ある図書館です。光が差し込む大きな窓の絵本コーナーや子育て支援コーナーがあり、靴を脱いでゆったり出来るため、近くの幼稚園や小学校のお迎え帰りに訪れる親子が多いのが特徴です。また、シルバー世代向けの健康本や読み物なども充実しています。

そこで７つの質問を１問１答方式でお願い致します。

まず１点目です。明徳図書館の施設概要についてお聞かせ下さい。

教育課長（竹田　光芳）

兼若議員の明徳会図書館の施設の概要についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

明徳会図書館は、議員ご承知のとおり、大正４年に明治天皇即位 50 周年記念事業として、当時「多度津尋常小学校」の附属図書館の拡張を計画し、明徳会図書館として開館しました。

以後、旧県立多度津中学校（現在の県立多度津高校）の敷地内、多度津小学校正門西側敷地内に場所を移し、現在の場所へは昭和 57 年に利用者数の増加に伴い、大規模図書館の必要性等から新築し、展示コーナーや研修室等を設けております。

構造は鉄筋コンクリート造２階建てで、延床面積は 753.21 ㎡でございます。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若　幸一）

２点目です。明徳会図書館で所有している書籍の数、書籍以外の貸し出し可能な物とその数についてお伺い致します。

教育課長（竹田　光芳）

兼若議員の所有している書籍数、書籍以外の貸し出し可能な物とその数についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

令和４年３月31日現在の書籍数等でございますが、郷土系の書籍が7,025冊、総記系の書籍7,796冊、宗教・哲学系の書籍が2,961冊、歴史・地理系の書籍が6,546冊、社会系書籍が7,132冊、自然系書籍が3,729冊、工学系書籍が4,208冊、産業系書籍が1,667冊、芸術系書籍が5,371冊、語学系書籍が1,118冊、文学系書籍が25,121冊、児童書籍が23,729冊、計96,403冊です。また雑誌類は752冊でございます。

書籍以外の物の貸し出しについてでございますが、視聴覚系として音楽や落語などの「ＣＤ」、映画などの「ＤＶＤ」が計1,951枚ございます。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若　幸一）

今の答弁によると、かなりの色んな書籍があるように思われるのですが、参考までに近隣市町の所有書籍数が、もし分かれば教えて頂きたいと思います。

教育課長（竹田　光芳）

兼若議員の再質問、近隣市町の図書館の蔵書の数についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

一応、丸亀市と善通寺市とまんのう町のデータを持っておりますので、答弁をさせて頂きます。

丸亀市中央図書館 341,164 点、丸亀市立飯山図書館 111,693 点、丸亀市立綾歌図書館 34,956 点、善通寺市立図書館 98,389 点、まんのう町図書館、ここは約にな

るんですが、約60,000点。
以上、答弁とさせて頂きます。
議員（兼若　幸一）
有難うございました。ただ今の近隣市町の所有書籍数の数を聞いても多度津町の明徳会図書館というのは非常に充実しているのかなという風に感じました。
次、３つ目です。明徳会図書館の過去５年間の利用者数は何人だったのでしょうか。お伺いします。
教育課長（竹田　光芳）
兼若議員の過去５年間の利用者数についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。
平成29年度は37,369人、平成30年度は34,757人、令和元年度は31,913人、令和２年度は26,755人、令和3年度は28,540人でございます。
ちなみに貸出冊数でございますが、平成29年度は65,411冊、平成30年度は62,582冊、令和元年度は59,012冊、令和２年度は54,039冊、令和３年度は62,988冊でございます。
以上、答弁とさせて頂きます。
議員（兼若　幸一）
ただ今の答弁の数を見ますと、令和３年度は利用者数に対して貸出数が多いのは、何か利用促進などを進めた結果だったのでしょうか。もし分かるようであれば、お伺いしたいと思います。
教育課長（竹田　光芳）
兼若議員の再質問に、お答え致します。
これは想像も入っておりますが、あくまで想像ではあるんですが、１人当たりの貸出冊数を現状１人５冊なんですが、それを増加はさせてないので、それではないんですけれど、おそらくコロナ禍によって外出がままならない状況になって、家庭で過ごす時間が長くなったことがひとつの原因であるのかなと想像致します。
それと多度津町の明徳会図書館に登録をして頂くと県立の図書館だったり先ほど申し上げた丸亀市の中央図書館、善通寺市の図書館でありますとか５つの施設の図書を借りたり返したりっていうのが出来るそうです。で、令和３年度につきましては、その利用者が増えたっていうのはお聞きしております。
そういったことが要因にあるのかなと思います。
以上、答弁とさせて頂きます。
議員（兼若　幸一）
次、４点目です。コロナ感染症前３年前の利用者数の多い月とその利用者数、また、少ない月とその利用者数をお伺いしたいと思います。
教育課長（竹田　光芳）
兼若議員のコロナ感染症前３年前の利用者数の多い月と利用者数、少ない月と

利用者数についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。
コロナ感染症前、令和元年度でございますが、利用者数が多いのは８月でございます。利用者数は3,469人で、少ない月は３月です。利用者数は1,834人です。
ちなみに貸出冊数ですが、多い８月は6,526冊、少ない３月は3,749冊でございました。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若　幸一）

コロナ感染症前に比べて今は図書館の利用者数が大幅に増えたという、本当に図書館を有効に使われているのかなという風に感じております。
次、５点目です。明徳会図書館では、図書の貸し出し以外に利用者促進のサービスを行っているようですが、どのようなものがあり、昨年度利用者数はどれ位だったのでしょうか。お伺い致します。

教育課長（竹田　光芳）

兼若議員の図書の貸し出し以外の利用者促進のサービスの状況及びその数についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。
明徳会図書館では図書館や保育所、社会福祉協議会、ふれあいの家などに出向いてボランティアグループによる読み聞かせなどを行っている「おはなし会」を毎月第１水曜日、毎月第２土曜日に30分程度ではありますが開催しており、昨年度参加人数は1,104人でございました。また、ブックスタート事業として、９ヶ月児を対象に健康福祉課との共同で実施しており、昨年度は５回実施し、参加人数は合計105人でございました。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若　幸一）

ただ今の答弁の中でブックスタート事業というのが出てきたのですが、具体的にはどういう内容のものなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

健康福祉課長（冨木田　笑子）

兼若議員のご質問に答弁をさせて頂きます。
ブックスタート事業ですけれども1歳児健診の子供を対象に、保健センターで健診に来て頂いた親子に対して待っている時間等を利用しまして、本に小さいうち初めて馴染んで頂くということでスタートしている事業でございます。その時に昨年はコロナの関係で健診がなかったりしましたし、読み聞かせ、どうしても声を発するものですので、ちょっとそこを控えまして本を配るだけという時もありましたけれども先日ブックスタートも今年度については再開しておりまして、充分距離をとったり、マスクの着用、感染防止を徹底しまして再開をしております。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若　幸一）

若い子育て世代のお母さんにとっては、こういった事業っていうのは非常に楽しみでもあり、また、子供たちに絵本を見せる非常に重要な機会だと思いますので、ぜひとも続けていって欲しいと思います。

次、６点目です。明徳会図書館の建設は 1982 年で 40 年が経過し、利用される方も南海トラフ地震を想定すると不安で仕方がないのではないでしょうか。現在の場所は地震、津波時に安全な場所なのでしょうか。お伺い致します。

教育課長（竹田　光芳）

兼若議員の明徳会図書館の場所は、地震、津波時に安全な場所なのかどうかについてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

本町で作成したハザードマップでは、震度6強の場合、津波浸水深は30㎝以上１ｍ未満の区域に明徳会図書館は立地しております。建物につきましては、昭和57年に建築したものでありますので、新耐震基準により建設されたものであります。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若　幸一）

最後の質問です。丸亀市、善通寺市は新しい新庁舎内に図書館を併用し、利用者数も大きく増えたようです。公園、こども園と共に図書館の充実は、子育て世代にとっては住みたくなる町の選択肢の重要な位置付けにあると思います。

新しい図書館建設について、どのようなお考えかお伺い致します。

教育長（三木　信行）

兼若議員の新しい図書館建設についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

先ほど教育課長が答弁しましたとおり、現図書館につきましては、新耐震基準で建設された建物でありますが、バリアフリーやユニバーサルデザインなど来訪者の安全性や利便性等も考慮しなければならないことから、建て替えが必要であると教育委員会では考えております。

今後、財政状況が許し、建て替える際には、近隣市町も参考にしながら、住民ニーズを反映した施設としたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若　幸一）

駅中心に色々再開発をされるということなので、例えば公園の中に図書館を設けると利用しやすい図書館、また、明るい図書館の建設を希望したいと思います。

以上で４番、兼若　幸一の一般質問を終わります。

議長（村井　　勉）

これをもって４番、兼若　幸一 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開を２時30分にしたいと思います。
よろしくお願い致します。

休憩　午後２時７分
再開　午後２時30分

議長（村井　　勉）
休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。
次に２番、門　　秀俊 君。
議員（門　　秀俊）
２番　門　秀俊です。
一般質問させて頂きます。
本日は、１.多度津町プレミアム付商品券の発行について、２.町のコイン、どっつについて質問させて頂きます。
１点目、多度津町プレミアム付商品券の発行についてです。
令和２年１月に国内における第１例目の新型コロナウイルス感染者が発表されて以来、同感染者が爆発的に増加し、いまだに収束の目途が立っていない状況にあります。
ここで言う収束とは、収まり締め括りをつけ、ある一定の状態に落ち着く、つまり、新型コロナウイルス感染症に関する社会的な状況がかなり落ちつき、ほぼ事態が収まるという意味です。
令和４年５月 30 日現在の香川県が公開している県内の累計患者数は、4 万8,124 人となっています。
なお、多度津町内では、令和２年８月７日に初めて感染者が公開されてから同日、現在の累計で817 人となっています。
このような感染者の増加に伴い、町内の経済活動は停滞し、町内事業者からは、事業を継続するのは困難だ。後継者に事業の伝承する時期であったのに、困難になったなどの暗いご意見をお伺いすることが多くなっています。
事業者支援策として、国、県、町及びその他関連団体では多くの対策が講じられてきました。
その中で、住民に身近な町の対策として、新型コロナウイルス感染症対応型の多度津町プレミアム付商品券事業が昨年度及び一昨年度に実施されました。
今回の６月定例会の補正予算にプレミアム付商品券に関わる予算が計上されているようですが、この事業について２点質問させて頂きます。
１点目、今回のプレミアム率、また、販売冊数の総数及び１人当たりの販売冊数について教えて下さい。お願い致します。

産業課長（谷口　賢司）

門議員の今回のプレミアム率、また、販売冊数の総数及び１人当たりの販売上限冊数についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した多度津町プレミアム付商品券発行事業は、令和２年度より多度津商工会議所が発行主体となり実施されています。

この事業は消費者及び事業者の消費マインドを刺激し、ひいては町内の経済活動を活性化させることを目的としています。

今年度実施分については、今定例会の補正予算に同商工会議所への補助金を計上しておりますので、予定に基づき答弁致します。

まず、今年度のプレミアム率ですが、昨年度と同様に商品券部分が20％、食事券部分が20％の合計40％を予定しています。

次に販売冊数ですが、昨年度の同商品券販売に係る抽選で落選された購入希望者が多数発生したことを受け、今年度は2,000冊を増冊し、1万5,000冊の発行を予定しています。

これにより町内事業者内で利用される額面総額は、2億1,000万円を予定しています。

なお、昨年度の額面総額は1億8,200万円でした。

最後に１人当たりの販売上限冊数ですが、昨年度と同様に５冊を上限とする予定です。１冊の購入費用は１万円であり、１冊で利用出来る商品券はプレミアム分も含めて1万2,000円、食事券が2,000円の合計1万4,000円となる予定です。このため、上限５冊を希望された場合は５万円での購入費用で、食事券を含めて７万円分が利用出来ることになります。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（門　　秀俊）

２点目、前回は１冊にはプレミアム分も含めて、12枚の商品券と２枚の食事券がセットとなっており、商品券も食事券も1,000円の券となっていました。

弁当を販売している事業者や喫茶を営む事業者の方から、プレミアム付商品券の使用時には、釣銭が出てこないことになっているので、1,000 円の券では使ってもらいにくい。このため、食事券だけでも 500 円の券にしてもらえないだろうか。とのご意見をお伺い致しました。商品券の事業主体は、多度津商工会議所になりますが、町としての考えを教えて下さい。

産業課長（谷口　賢司）

門議員の食事券を 500 円券に出来ないのかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延が周知されるようになった２年前より、同感染

症の感染拡大を予防するため、飲食を行う会合等が自粛され、それに呼応するように飲食店の利用者が減少し、同飲食店の経営状況が悪化しました。
飲食事業者の中には、通常の形態とは別に弁当販売を中心としたテイクアウトを行う事業者が増加しました。
このような形態を営む事業者からは、ご質問にあるとおり、食事券の額面を1,000円から500円にして欲しいとのご意見を伺ったことがあります。
一方、ひとり暮らしをされている住民の方からも 1,000 円では額面が大き過ぎるとのご意見を伺っております。
このため、プレミアム付商品券の発行主体である多度津商工会議所に先ほどの意見を報告したところ、今年度発行分の食事券に限っては、1,000 円券から 500 円券に変更したいとの回答がありました。
これにより、同食事券の利便性が向上し、早期に町内飲食店で利用されることになると考えております。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（門　　秀俊）

有難うございます。
このプレミアム付商品券事業もその他、景気、雇用対策も住民が主体となってやるべき事業です。
これからも利用する利用者の住民及び事業者への意見を耳に傾けて、本当に必要とされる事業を選択し、実施されることを肝要と思います。
これからも商工会議所を初めとする関係機関及び各種団体との意見交換を大切にすることを要望致します。また、冒頭に申し上げた新型コロナウイルス感染症の社会的状況の収束が見られ、やがて、同感染症が完全制圧されて終わりを迎える、収束に向かうことを切に祈念したいと思います。
次に、２点目の「町のコインどっつ」についてです。
令和４年２月 25 日より、「町のコインどっつ」の運用が開始されました。
本町では、「人と人がつながる、サクラサクまち」というテーマでスタートしたとお伺いしています。
全国で、町のコインの運用は 16 地域で活用されているようです。
各地域で、人と人が繋がるアイデアやＳＤＧｓへの取組など多様な取組があると思います。
しかし本町では、まだまだ認識が少なく、浸透もされていないと思います。
そこで質問に入ります。
一つ、「町のコインどっつ」を運用する目的についての説明を改めてお願い致します。

町長（丸尾　幸雄）

門議員の町のコインどっつを運用する目的についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

まちのコインは、スマートフォンやタブレット端末でご利用頂けるアプリで、地域内外の繋がり強化や「関係人口」と呼ばれる定住には至らないものの特定の地域に継続的に多様な形で関わる方々を創出する取り組みにより、コロナ禍でダメージを受けた地域コミュニティや地域経済の回復を促進し、持続可能なまちづくりを推進することを目的として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して導入したものでございます。なお、関係人口の創出につきましては、「第２期たどつの輝き創生総合戦略」の基本目標２「たどつとツナガル人を増やす」の中で推進しております。

導入に当たりまして、町内で地域活性化などの活動を行われている方々にご意見を頂き、「つながり」というキーワードから、事業テーマを「人と人とがつながるサクラサクまち」、また本町での通貨名を「どっつ」と決定致しました。「どっつ」の由来は、多度津町の地名から連想され、また、町内にある魅力的な地域資源を点を表す「dot（ドット）」に見立て、点と点が繋がることを複数形の「dots（ドッツ）」で表現されております。

「どっつ」は、アプリをインストールするだけで、どなたでもご利用頂けるものであり、利用を通じて町内外を問わず、様々な世代・業種の方の間に交流が生まれ、地域の美化・保全などの地域活動及び地域行事への若い世代の参加促進や町内事業所及び団体と消費以外の側面で関わる町内外の人々の増加等を図ることが出来るものと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（門　　秀俊）

二つ目です。具体的にどのような利用方法がありますか。また、目的を達成するためには、今後どのような利用方法を促進していきたいでしょうか、お伺い致します。

政策観光課長（土井　真誠）

門議員の具体的な利用方法及び目的を達成するためにどのような利用方法を促進していきたいかについてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

まず「どっつ」の具体的な利用方法につきましては、大きく分けてコインを「もらう体験」と「あげる体験」の２つがございますが、コイン自体に換金性はございません。

例えば、林求馬邸の庭掃除に参加してもらったコインを使用し、普段は入ることの出来ない白方の絶景スポットに案内してもらえる等、利用者は地域との交流を通じて、お金では買えない「特別な体験」を受けることができ、スポットは、コインを目的として訪れる多様な方々との繋がりを作ることが出来るものでござい

ます。
なお、現在、コインを「もらう体験」として登録されているものは、「商品のテイクアウト時にマイバッグを持参してくれたら100どっつ」、「ＳＮＳでお店や商品について情報発信してくれたら150どっつ」、「座禅会に参加してくれたら100どっつ」などがございます。
また、コインを「あげる体験」と致しましては、「50どっつで多度津のおすすめスポットを教えてもらえる」、「100どっつでうどん屋で売れ残りそうなうどん玉を特別に販売してもらえる」、「500どっつで農家さんから商品のこだわりを聞ける」などがございます。
その他、イベントでも「どっつ」をご利用頂くことが可能であり、本年４月２日に海岸寺屏風浦公園で開催されたイベントでは、出店しているブースを訪れた際に50どっつをもらうことができ、各ブースをまわり貯めた「どっつ」で貝殻くじが出来るなどイベントの活性化にも活用頂いています。
次に、事業目的達成のために促進していきたい利用方法につきましては、大きく３つございます。
１つ目は、自治会を初めとした地域団体にスポット登録をして頂き、地域活動や地域行事でご利用頂くことでございます。
地域活動等に「どっつ」をご利用頂くことで、地域コミュニティの活性化が図られるものと考えています。
２つ目は、コミュニケーションが生まれるような体験の登録でございます。
現状、「どっつ」をご利用頂くことによってスポットと利用者の方が繋がるきっかけにはなっていますが、コミュニケーションが生まれるような利用方法が少ないため、新たな体験の発掘や登録の推進を図ってまいります。
３つ目は、スポット同士の連携でございます。
普段の事業や活動では連携が困難な場合も「どっつ」を通じることで円滑な連携が出来るものと考えております。
今後、町内にある店舗でのスタンプラリーを企画し、町内の周遊を促進する等の利用方法を検討してまいります。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（門　　秀俊）

３つ目です。５月末で運用開始から約３ヶ月が経過しましたが、５月末時点の利用者数、スポット数及び「どっつ」が利用された数等の実績をお示し下さい。お願い致します。

政策観光課長（土井　真誠）

門議員のまちのコインどっつの利用実績についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

本年５月末での実績と致しまして、利用者数が403人、スポット数が43スポット、累計体験掲載数が60件、どっつの総流通量が1,836,522どっつでございます。
また、利用者数の内訳と致しまして、町内在住の利用者数が183人で全体の45%、町外在住の利用者数が129人で全体の32%、在住地域未設定の利用者が91人で23%でございます。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（門　　秀俊）

４点目です。今後、利用を促進するための策はどのように考えていますか、お願い致します。

政策観光課長（土井　真誠）

門議員の今後の利用促進策についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。
利用促進のため、「どっつ」導入当初よりフライヤーやポスター等、紙媒体でのプロモーション及びホームページや移住スカウトサービス「ＳＭＯＵＴ」などのＷＥＢ媒体でのプロモーションを実施しており、導入後には新聞やテレビなど多くのメディアにも取り上げて頂いています。
また、スポットとなって頂ける方々に対し、随時、説明会を実施しており、先般、多度津商業協同組合の総会でもご説明の時間を頂きました。
今後につきましては、先ほど申し上げた取組の継続はもちろんのこと、多くの方が集まるイベントでの利用を促進することによる「ユーザーの増加」、多度津商工会議所や地域団体等と連携し、町内のお店や企業、団体の方々に事業説明を行うことによる「登録スポットの増加」、スポット同士が繋がるコミュニティの場を定期的に設け、「どっつ」の運用に関しての意見交換を通じた「体験の増加」を推進してまいります。
また、現在、香川大学の学生プロジェクトである「たどつまちＬａｂｏ」にスポットとして登録頂いていますが、他地域では学生が関わるプロジェクトや部活動等がスポットになっている事例もございますので、対象団体がございましたらスポット登録を促すとともに、スポット同士のコミュニティの場にも学生の方々に参加頂き、ワークショップ等の意見交換を行いながら「どっつ」を運用するサポートを継続的に行ってまいります。
引き続き「どっつ」の利用促進を図ることで、地域内外の繋がり強化や「関係人口」を創出し、持続可能なまちづくりを推進してまいります。
以上、答弁とさせて頂きます。

議員（門　　秀俊）

有難うございました。
「まちのコインどっつ」は、１ヶ月 11 万円、年間 132 万円もの費用が必要です。
今年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の利用で行っていま

すが、今後は本町の予算での費用となります。今以上に「まちのコインどっつ」を浸透させなければならないと思います。

町の人が理解するには難しいようです。言葉での説明もそうですが、何かイラストなどを活用して分かりやすく、理解してもらい「人と人がつながる、サクラサクまち多度津」の「どっつ」を広めて頂きたいと思います。

そして、多度津の輝き総合戦略の目標、多度津とツナガル人を増やし、本町との関係人口の増加につながるよう要望致します。

以上で一般質問を終わります。

議長（村井　　勉）

　これをもって２番、門　　秀俊 議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会致します。

なお、次回は明日午前９時より一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。

長時間お疲れでございました。

散会　午後２時 55 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令 和 4 年 6 月 13 日
第２回多度津町議会定例会

議　　長

議　　員

議　　員

事務局長

書　　記